

# 令和 5 年度 第 1 回葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会

## 議事要旨

日時：令和 5 年 8 月 31 日（木）14 時 00 分～16 時 10 分

場所：ウイメンズパル 多目的ホール

出席：会場（委員 39 名、事務局 6 名）

Web 参加（委員 7 名）

欠席（委員 7 名、うち代理出席 3 名、代理 Web 出席 1 名）

傍聴：なし

会議次第：

1. 開会
2. 委員紹介
3. 会長・副会長選出・挨拶
4. 葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会傍聴要領について
5. 議題
  - (1) 移動等円滑化促進方針について
  - (2) 葛飾区のこれまでの取組と現状について
  - (3) 今後の検討の進め方について
6. その他
7. 閉会

配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿・席次表
- ・ 資料 1 葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱
- ・ 資料 2 葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会傍聴要領（案）
- ・ 資料 3 移動等円滑化促進方針とは
- ・ 資料 4 葛飾区のこれまでの取組と現状
- ・ 資料 5 今後の検討の進め方
- ・ 資料 6 葛飾区移動等円滑化促進方針策定庁内検討部会設置要領（案）

## <議事要旨>

### (1) 移動等円滑化促進方針について

- ・ハードとソフトの両面から取り組みを進めるにあたって、様々な分野からバリアの解消・低減をしていく改善の方向性をマスタープランと言う形で位置付けていく。

### (2) 葛飾区のこれまでの取組と現状について

- ・身体障害者手帳所持者数の推移が減少傾向にあるのは、医療技術の進歩により障害認定基準の見直しがされたことに起因することも大きいと思われる。
- ・また、重度重複障害の方、医療的ケアのある方の車椅子は大型である。バリアフリーに関する様々な整備を計画される際にご配慮いただきたい。
- 使用する装具あるいは器具によっても全然対応が違うため、器具・装具にも配慮した形のバリアフリーを具体的な検討の際に事務局で組み込んでいただきたい。
- ・駅の中にも箱型の外に煙が漏れない喫煙コーナーを作っていただくことも、心のバリアフリーの一つとして吟味していただけるとありがたい。
- 通常のバリアフリーの中では、その煙の問題というのは入ってこないが、課題として少し事務局の中でご検討いただけるとありがたい。
- ・バスのステップから道路までの距離と高さを、ある程度統一できるように道路改修等で考慮していただきたい。
- 道路の構造、あるいは接近させる時の向きによっても対応できる・できないがあるため、重要な箇所を中心にバリアフリーの対応がどのようにバスの乗り方に繋がってくるか、ぜひ事務局の方で検討してほしい。
- ・車椅子が点字ブロック上でがたがたして危ないので、改良してもらえたらと思う。
- 点字ブロックは視覚障害者の方が認知できないといけないため、ぼこぼこが歩きにくい、あるいは車椅子の衝撃になると、どうしてもトレードオフのような状況が出てくる。障害を理解するといったところを両者の中で譲り合って考えなければならず難しさがある。
- ・タクシーの乗車拒否について、障害があつて車椅子を使用している方が乗せてもらえなかったことがある。
- ユニバーサルデザインタクシーの乗車について、一般の路上ではなかなか難しいというタクシー業者からの悩みに対して、広場や車の停めやすい場所を一つ優先的に検討するという他の自治体での取り組み例もある。事務局に、どこでタクシーに乗車したかったかというようなことを挙げていただけると、場所とどういった定義をすればいいかが見えてくる。
- ・委縮してほしいし、小さくなりながらバスに乗るという状態が結構多いのが現実で、医療機器を使っている方も、バスに乗ったり電車に乗ったり、タクシーだけでなく色々な移動方法を使

えて普通に地域で暮らすことができるように、地域の皆さんに理解していただければありがたい。

→相互に理解できる社会というものをバリアフリーというキーワードの中でそれぞれ考えていく。

・道路のバリアフリーについて、歩道の切れ目に2、3センチの段差があり躓きやすいので、車道と同じ高さまでスロープをつけていただきたい。

→色々なところで出てくる案件であるが、視覚障害者の方にとってはその2センチが歩道と車道の境界領域を認知する非常に大事なものである。歩道の種類によっては、すりつけの仕方が変わってきており、新しく作る場所では、バリアフリーの基準に則った形で整備を進めていく。まち歩き点検などで、色々な立場の人たちに実際にそこを通ってもらい、問題がどこにあるかということを知っていただければと思う。

・歩道上の花壇、植木やバス停等は車椅子での移動時のことを考慮してほしい。

→他の自治体では、実際に基本構想や促進計画を作った後、PDCAの流れの中で確認するところもあり、計画を作った後も一緒に形づくっていくという姿勢が大事になる。

・建築物の駐車場については、障害者優先のエリアが確保されているところが増えてきたが、左右・前後に十分なスペースを取っていただきたい。また、誰もが使えるスペースではあるが、そこでないと乗り降りができないという現実もあり、皆が気持ちよく使える方法が見つかると思う。

バリアフリートイレについては、ユニバーサルベッドが整備されている誰でもトイレが増えてほしいこと、新設の際は、ベッド使用時でも車椅子ごと中に入れる十分なスペースを取って欲しい。

→理解したうえで使う、理解ある社会を作り上げることが大事で、そのためには発信することが必要。

・葛飾区は特別支援学校が多いという特性があり、学校施設のバリアフリーだけでなく、移動を切り口にしつつ、より幅広い地域生活全般における心のバリアフリーを考えていく必要がある。その特性をいかに生かして地域の中で心のバリアフリーを進めていけるかはもう一つの重要な視点と考える。

・アンケートでは「心のバリアフリーを知らない」が過半数という状況で、まずは心のバリアフリーとは何かを共有し、いかに地域の中で広げていけるかが重要なテーマになる。

区内の小・中学校との連携、社協、NPOや当事者団体と協働型で福祉教育プログラムを子供たち向けに展開し、普及を進めていく必要がある。

・利用する側が非常に負担感を感じているという現状について、健常者・問題の無い側が、弱者に対して優しくしてあげましょうという構図・関係性が、必要とする人たちに辛い思いをさせかねない。その意味で心のバリアフリーは難しい問題で、皆様と議論を深めていきたい。

### (3) 今後の検討の進め方について

- ・まち歩きの方法は、基本的には駅圏中心の形であるが、特別支援学校や高齢者施設があるエリアも考えた中でまち歩きは、新しい視点となり参考になると思う。

→駅周辺以外のまち歩き調査が必要となれば、来年度取り組みたい。

- ・雨天の際のまち歩き調査は決行するのか。

→小雨であれば、雨の場合のバリアを知るチャンスともなる。

- ・ワークショップの際の託児はどうなるか。

→託児施設を別途設けることにする。

- ・土日の開催があると参加しやすい。

→事務局は来年度に向けた検討を。



# 令和 5 年度 まち歩き調査の実施結果について

## 1. 令和 5 年度 まち歩き調査の実施概要

### (1) 実施日時・集合場所・ワークショップ会場

令和 5 年度 まち歩き調査として、10 月～11 月に、「葛飾区バリアフリー基本構想」に位置づけられている重点整備地区の京成立石駅圏、新小岩駅圏、金町駅・京成金町駅圏の 3 地区で行いました。

調査地区	実施日時	集合場所・ワークショップ会場
京成立石駅周辺	10 月 19 日 (木) 13 時～	かつしかエコライフプラザ 2 階会議室
新小岩駅周辺	10 月 26 日 (木) 13 時～	新小岩公園 北側の管理棟 (和楽亭) 横の 休憩場所 ※WS 会場：新小岩南集い交流館 1 階会議室
金町駅・京成金町駅周辺	11 月 2 日 (木) 13 時～	金町地区センター 4 階会議室

### (2) 参加者

3 地区で延べ 47 名の方にご参加いただきました。

調査地区	参加者	概要
京成立石駅周辺	16	障害をお持ちの方 (身体障害、聴覚障害)、 高齢の方、子育て中の方、民生委員
新小岩駅周辺	12	障害をお持ちの方 (身体障害、聴覚障害)、 高齢の方、子育て中の方、民生委員
金町駅・京成金町駅周辺	19	障害をお持ちの方 (身体障害、視覚障害)、 高齢の方、子育て中の方、民生委員

※「障害をお持ちの方」は介護者等の当事者の状況を理解している当事者以外の方も含む

※上記参加者にはオブザーバー、通訳等含み、事務局 (葛飾区、セントラルコンサルタント) は除く

### (3) 当日のスケジュール

時間	行動予定
13:00	集合
13:00～13:20	まち歩き調査等の説明・準備
13:20～14:50	2～3 グループにわかれて 1.5～2.0km 程度の各コースをまち歩き (各コースに車椅子を用意)
14:50～15:00	移動・休憩
15:00～16:00	ワークショップを行い調査の振り返り・意見交換
16:00	解散

#### (4) 調査のポイント

調査対象		調査のポイント
鉄道駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京成立石駅</li> <li>・新小岩駅</li> <li>・金町駅・京成金町駅</li> </ul> およびその周辺	券売機、点字料金表、視覚障害者誘導用ブロック、改札口、ホームドア、音声案内、電光掲示板、バリアフリートイレ（多機能トイレ）、エレベーター、高齢者、障害をお持ちの方への対応 等
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設</li> <li>・商業施設</li> </ul>	施設の出入口、道路との段差、出入口の幅、段差、勾配、案内情報、バリアフリートイレ（多機能トイレ）、エレベーター、階段・手すり、高齢者、障害をお持ちの方への対応 等
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設を結ぶ道路</li> </ul>	歩道幅員、舗装、段差の有無、歩道構造、車両乗り入れ部の波打構造、誘導用ブロックの敷設状況 等
商店街	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各駅の商店街</li> </ul>	舗装、幅員、段差、歩道上の障害物（看板、自転車） 等
公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渋江公園</li> <li>・新小岩公園</li> <li>・葛飾にいじゅくみらい公園運動場</li> </ul>	公園の出入口、情報案内板、トイレ、施設（管理棟等） 等



まち歩き調査前の説明の様子



まち歩き調査の様子



振り返り・意見交換の様子



発表の様子

## 2. 施設別の主な課題

### (1) 鉄道駅

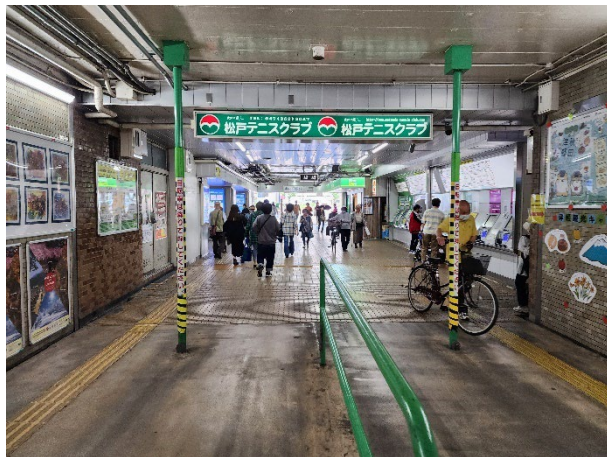
項目	気づいた点（●良い点 ▲課題のある点・改善点 ◆意見・要望）
案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ホームに電車の到着予定案内の掲示がある（新小岩駅）</li> <li>▲工事のため昇降機への案内が分かりづらい【写真1】※10月28日の改札口切替により改善</li> <li>▲電車の到着予定案内の掲示が小さい（新小岩駅）</li> <li>●ホームが傾斜しているため、エレベーター内に車椅子等のブレーキに関する注意喚起の表示がある（JR金町駅）</li> </ul>
通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲駅前に段差がある（京成立石駅）</li> <li>▲幅員が狭く、滑りやすい（JR金町駅 南北通路）【写真2】</li> <li>▲券売機から改札までには、人流・通路を横切らないといけない（新小岩駅）</li> <li>▲改札内に人や柱が多く通行の際に危ない。改札口や施設の案内、エレベーターの位置が分かりづらい（新小岩駅）</li> <li>▲歩行者の通行方向がバラバラであり、右側あるいは左側通行に分けることも必要ではないか（新小岩駅）</li> <li>▲歩行者と自転車が区別されていない（JR金町駅 南北通路）</li> </ul>
券売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>●点字による運賃案内表がある（JR金町駅）</li> <li>●車椅子用の蹴込みがある（JR金町駅）</li> <li>▲車椅子からはタッチパネル、ボタンに届きづらい／届かない（京成立石駅、金町駅）【写真3】 ※京成立石駅は10月28日の改札口切替により改善</li> </ul>
改札口	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幅の広い改札口が設置されている（京成立石駅、新小岩駅、JR金町駅）【写真4】</li> </ul>
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲エレベーターが見つげにくい（新小岩駅）</li> <li>●ホーム階と改札階の出入口が別々のため、車椅子の回転が不要（JR金町駅）</li> <li>▲ホーム階と改札階ともにエレベーター前のスペースが狭い（JR金町駅）</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大人用ベッドがある（新小岩駅）</li> <li>▲改札口から位置が分かりづらい（新小岩駅）</li> <li>●床が滑りづらく、施設もきれい（JR金町駅）</li> <li>●音声案内がある（JR金町駅）【写真5】</li> <li>●オストメイト用設備、ベビーベッド、ベビーチェアの設置もあり、大きさも十分（JR金町駅）【写真5】</li> </ul>
ホームドア	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲一部段差が生じている（新小岩駅）</li> <li>▲設置されていない（京成立石駅【写真6】・JR金町駅）</li> <li>●2024年2月に設置予定とのこと（JR金町駅）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲昇降機に乗る場合は付添用に切符を事前に2枚買う必要がある（ICカード未対応）（京成立石駅）※10月28日の改札口切替により改善</li> </ul>



【写真1】



【写真2】



【写真3】



【写真4】



【写真5】



【写真6】



## (2) 駅前広場・バス停

項目	気づいた点 (● 良い点 ▲ 課題のある点・改善点 ◆ 意見・要望)
案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行先の案内表示が分かりやすい (新小岩駅北口・東北広場)</li> <li>● バス発車予定案内掲示板は聴覚障害者にとって便利 (新小岩駅東北広場)</li> <li>▲ 触知や音声案内に対応していない (新小岩駅北口、金町駅北口・南口)</li> <li>▲ バス案内板の字が小さい (新小岩駅北口、金町駅南口)</li> <li>▲ 東北広場への案内板が目立たない位置にあり、タクシー乗り場が分かりづらい (新小岩駅東北広場) <b>【写真1】</b></li> </ul>
通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フラットになっている (新小岩駅北口)</li> <li>▲ 通路上の駐輪禁止の箇所に自転車が駐輪してあった (新小岩駅南口)</li> <li>▲ 車椅子利用者にとっては幅員が狭い (金町駅北口)</li> </ul>
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 階段下・上のブロック上に手すりの柱が設置されている (新小岩駅東北)</li> <li>▲ ブロックの劣化や剥がれている箇所が見られる (多数) <b>【写真2】</b></li> <li>▲ 複数種のブロックが敷設されており統一性が無い (新小岩駅南口)</li> <li>▲ エスコートゾーンと誘導ブロックのズレがある (金町駅北口)</li> <li>▲ 京成金町駅と JR 金町駅の乗換経路にエスコートゾーンが設置されていない (金町駅南口)</li> <li>▲ 線状ブロックと車椅子の進行が直交した際に前輪が引っかかる (新小岩駅東北広場)</li> </ul>
ベンチ・屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ベンチ・屋根が設置されている (新小岩駅東北広場、金町駅南口) <b>【写真3】</b></li> <li>◆ モンチッチ銅像付近に屋根がほしい (新小岩駅北口)</li> <li>▲ 京成金町駅から JR 金町駅間の歩道、屋根、誘導ブロックが連続していない (JR 金町駅・京成金町駅)</li> </ul>
バス停・タクシー乗降スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バスが歩道側に止めやすい歩道形状になっている (金町駅南口)</li> <li>● バス停留所部分の高さが確保されており、バスとのギャップが小さくなるような構造になっている (新小岩駅東北広場、金町駅南口)</li> <li>● タクシーの乗降スペースにおいては車歩道間の段差が小さくなるような切り下げ構造になっている (金町駅南口) <b>【写真4】</b></li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男性トイレの個室にもベビーチェアが設置されている (新小岩駅北口、新小岩駅東北広場、金町駅南口)</li> <li>▲ 男性用サニタリーボックスがない (新小岩駅北口)</li> <li>● バリアフリートイレに大人用のベッドが設置されている (新小岩駅東北広場・金町駅南口)</li> <li>● 明るく、きれいである (金町駅南口)</li> <li>▲ トイレが暗く入りづらい (新小岩駅東北広場)</li> <li>▲ オストメイト対応のアイコンが無い (新小岩駅東北広場) <b>【写真5】</b> ※調査後に改善済み</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バス発車予定案内掲示板は聴覚障害者に便利 (新小岩駅東北広場)</li> <li>▲ 歩行者信号の青時間が短い (金町駅北口・南口)</li> </ul>



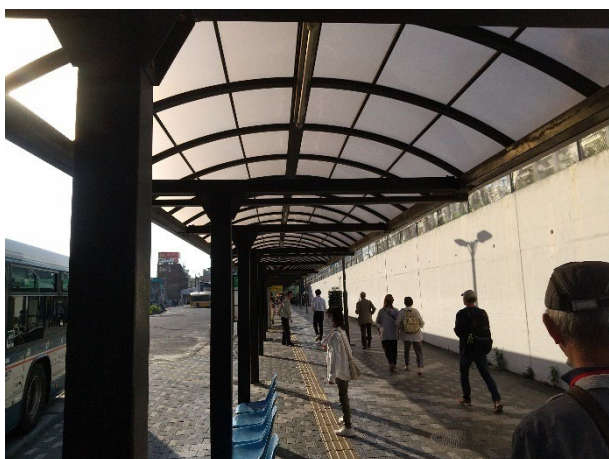
【写真1】



【写真2】



【写真3】



【写真4】



【写真5】



### (3) 建築物 (公共施設)

項目	気づいた点 (● 良い点 ▲ 課題のある点・改善点 ◆ 意見・要望)
出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 階段の段鼻が分かりづらい (立石地区センター・勤労福祉会館) 【写真1】</li> <li>▲ スロープの幅員が狭い (立石地区センター・勤労福祉会館)</li> <li>▲ スロープの勾配が急 (かつしかエコライフプラザ・立石図書館、にこわ新小岩)</li> <li>▲ 車椅子の出入口や呼び出しボタンが分かりづらい (ヴィナシス金町、ベルトーレ金町)</li> </ul>
案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有人の案内窓口あり (かつしかエコライフプラザ) 【写真2】</li> <li>▲ 耳マークの掲示場所が悪く、気付きにくい (葛飾区総合庁舎福祉総合窓口)</li> <li>▲ 点字の案内がない (かつしかエコライフプラザ・立石図書館、えきにこわ)</li> </ul>
通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 車椅子のすれ違い時には譲り合いが必要 (立石図書館)</li> <li>● 床の素材が滑りにくくて歩きやすい (えきにこわ、ヴィナシス金町・中央図書館)</li> </ul>
カウンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車椅子利用者用の蹴込みがある (かつしかエコライフプラザ) 【写真2】</li> <li>● 筆談の案内がある (かつしかエコライフプラザ・立石図書館)</li> </ul>
階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手すりが二段設置されている (かつしかエコライフプラザ、にこわ新小岩)</li> <li>● 滑りにくさ、躓きにくさや認識しやすさへの配慮がされている (かつしかエコライフプラザ・立石図書館) 【写真3】</li> </ul>
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カゴの大きさが十分に確保されている (かつしかエコライフプラザ、カナマチぷらっと)</li> <li>▲ カゴが狭い (葛飾区総合庁舎、立石地区センター、にこわ新小岩) 【写真4】</li> <li>▲ 利用者に対して基数が少ない (葛飾区総合庁舎、カナマチぷらっと)</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広さが十分に確保されている (かつしかエコライフプラザ・立石図書館、立石地区センター・勤労福祉会館、えきにこわ) 【写真5】</li> <li>▲ 備え付けてある機能 (オストメイト、乳児トイレ内のベビーベッド等) の有無が外から分かりづらい (葛飾区総合庁舎、ヴィナシス金町・中央図書館)</li> <li>▲ 大人用ベッドが無い (立石地区センター・勤労福祉会館、カナマチぷらっと)</li> </ul>
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 授乳スペースがある (かつしかエコライフプラザ・立石図書館、ヴィナシス金町・中央図書館)</li> <li>● 授乳室の施錠が可能 (ヴィナシス金町・中央図書館)</li> <li>● ミルク用浄水サーバーが設置されている (えきにこわ)</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 身障者等用駐車区画を増やしてほしい (葛飾区総合庁舎、ヴィナシス金町・中央図書館)</li> <li>▲ 身障者用駐車場が遠くて分かりにくい (立石地区センター・勤労福祉会館)</li> <li>● 子供乗せ自転車用の駐輪スペースがある (カナマチぷらっと) 【写真6】</li> </ul>
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 劣化が見られる (立石地区センター・勤労福祉会館、ヴィナシス金町・中央図書館)</li> </ul>
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 点字メニュー、筆談ボードあり (かつしかエコライフプラザ・立石図書館)</li> <li>● 普段からスタッフ (職員) が親切にお手伝いをしてくれる (かつしかエコライフプラザ・立石図書館、中央図書館)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 車椅子ではブックポスト、本棚に手が届かない (立石図書館)</li> <li>▲ 館内に車椅子は入れるがベビーカーが入れない (にこわ新小岩)</li> </ul>



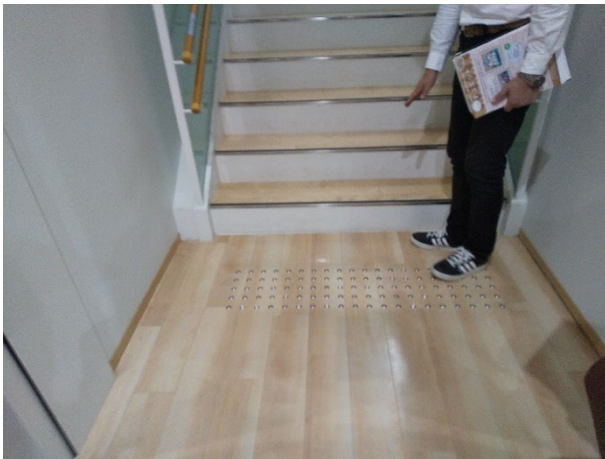
【写真1】



【写真2】



【写真3】



【写真4】



【写真5】



【写真6】





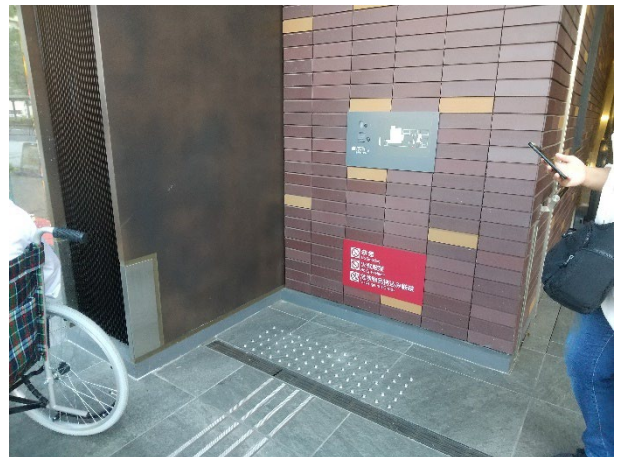
#### (4) 建築物（民間施設）

項目	気づいた点（●良い点 ▲課題のある点・改善点 ◆意見・要望）
出入口	▲正面出入口に車椅子用のスロープがなく、かつスロープの位置も分かりづらい ▲スロープの傾斜が急なため自力で登るのが難しい【写真1】
案内	▲案内板が設置してあるが分かりづらく辿り着けない【写真2】 ▲車椅子用呼び出しボタンが分かりづらい
通路	●通路が広く、2人乗りバギーでも通りやすい
商品棚・ カウンター	▲車椅子だと棚の商品が手前～真中しか届かない ●レジの支払い方法の提示が車椅子視点
レジ	▲車椅子ではセルフレジの操作が手を伸ばしてギリギリ
エレベーター	●広く乗りやすい、カメラもありベビーカーや車椅子でも乗りやすい ●出入口前に適切なスペースが確保されている
トイレ	●おむつが捨てられて良い ▲多機能トイレに補助便座・汚物入れが無い
駐車場	▲身障者用駐車区画の表示が、妊婦も使用できるのに記載がない ▲身障者用駐車区画の車止めブロックから壁までが2m弱 ▲駐車場の入り口がわかりにくい

【写真1】



【写真2】



(5) 経路 (道路等)

項目	気づいた点 (●良い点 ▲課題のある点・改善点 ◆意見・要望)
歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲構造上、十分な幅員が確保されていない (多数)</li> <li>▲自転車、植木鉢、看板、電柱、住宅の植栽等が歩道および路側帯の有効幅員を狭めている (多数) 【写真1】</li> <li>▲根上がりが発生している (多数)</li> <li>●横断歩道と歩道間のブロックの段差が斜めになっている(金町) 【写真2】</li> </ul>
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲連続性に問題がある (多数)</li> <li>▲色褪せ、摩耗などの劣化が見られる (多数) 【写真3】</li> <li>▲滑りやすくなっている (多数)</li> <li>▲踏切前に点字ブロックが設置されていない (京成立石駅周辺)</li> </ul>
交通安全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●音響式・押しボタン式信号機が設置されていることはいい (京成立石駅周辺、新小岩駅周辺地区)</li> <li>▲横断歩道部への傾斜がきつく、道路も斜めになっている (京成立石駅周辺)</li> <li>▲押しボタン周辺の舗装の劣化が著しい(立石地区センター・勤労福祉会館前)</li> </ul>
バス停	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲屋根やベンチが設置されていない (多数)</li> </ul>
階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手すりの端部に点字の案内がある (スカイデッキたつみ)</li> <li>●踏み面の躓きにくさや認識のしやすさへの配慮がされている (スカイデッキたつみ)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲踏切の溝に車椅子の前のキャスターがはまってしまう (京成立石駅周辺)</li> <li>◆朝夕は人が多く、左右で通行方向を決めた方がよい (スカイデッキたつみ)</li> </ul>

【写真1】



【写真2】



【写真3】





## (6) 商店街

項目	気づいた点 (● 良い点 ▲ 課題のある点・改善点 ◆ 意見・要望)
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲自転車の通行が多く危険を感じる (立石駅通り商店街、新小岩ルミエール商店街)</li> <li>▲道幅が狭く人通りが多いので、車の通行は危険 (新小岩北口商店街)</li> <li>▲店舗入口の呼出しボタンの前に駐輪禁止のコーンが置かれていて通り着けない (新小岩北口商店街)</li> <li>▲自転車や看板が歩道上に出ており、歩行者の通行の妨げになっている (新小岩北口商店街、金町一番街商店街) <b>【写真1】</b></li> <li>●店舗入口に段差がないところが多く、また自転車走行が少ないため歩きやすい (新小岩ルミエール商店街) <b>【写真2】</b></li> <li>▲雨の日は滑りやすい。赤信号で止まる人と自転車が交差して危ない (新小岩ルミエール商店街)</li> </ul>
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲自転車がブロックの上にかぶさっている (新小岩北口商店街)</li> </ul>

**【写真1】**



**【写真2】**



## (7) 公園

項目	気づいた点 (●良い点 ▲課題のある点・改善点 ◆意見・要望)
出入口	<p>▲出入口にスロープがなく、通行のための幅も不十分である (渋江公園)</p> <p>▲管理棟までのスロープの幅が狭く、手すりが片方にしかない (葛飾にいじゅくみらい公園運動場)</p> <p>●スロープの傾斜が緩やか (葛飾にいじゅくみらい公園運動場)</p>
案内	<p>▲車椅子の出入口が分かりづらい (渋江公園)</p> <p>▲案内板が分かりにくく、点字もない (新小岩公園)</p> <p>▲触知情報板や音声案内はなし (葛飾にいじゅくみらい公園運動場)</p>
園路	<p>▲段差により車椅子・ベビーカーで通行しづらい (渋江公園) 【写真1】</p> <p>▲タイルやアスファルトに劣化が見られる (新小岩公園)</p>
施設 (管理棟等)	<p>▲出入口前のスロープの傾斜が急であり、誘導ブロックも剥がれてタイルも破損している。手すり位置も低い (新小岩公園和楽亭)</p> <p>▲床面が滑りやすい (葛飾にいじゅくみらい公園運動場)</p> <p>▲芝前のロープの設置が危険 (葛飾にいじゅくみらい公園運動場)</p>
トイレ	<p>▲古く汚く、和式のみで使い勝手が悪い (渋江公園) 【写真2】</p> <p>●きれいである (葛飾にいじゅくみらい公園運動場)</p> <p>▲バリアフリートイレが狭い (新小岩公園和楽亭、葛飾にいじゅくみらい公園運動場)</p> <p>▲屋外にはバリアフリートイレが無い (新小岩公園)</p>
子育て支援	<p>●エアコンが設置されている授乳室があり、ベビーベッドも設置されている、中も広い (葛飾にいじゅくみらい公園運動場)</p>
その他	<p>▲水飲み場が汚く、使い勝手が悪い (渋江公園)</p> <p>▲芝と園路の境のロープの張り方が危険 (葛飾にいじゅくみらい公園運動場)</p>

【写真1】



【写真2】



### 3. 分野別の主な課題の整理

#### (1) ハード面の課題

各地区のまち歩き調査において施設ごとに挙げられた課題のうち、ハード面に関するものについて「バリアフリー整備後のメンテナンスが不十分」「既存施設のバリアフリー化の未対応」「異なる管理主体にまたがるバリアフリー化の連携・連続性の確保」「安全な歩行者空間の確保」の4つに分類し以下に整理しました。

##### ① バリアフリー整備後のメンテナンスが不十分

- ・道路、公園、区施設に共通して言えることとして、整備時にはバリアフリーへの配慮がなされていたものの、経年による劣化や破損をそのまま放置している箇所が多くあり、バリアフリーのための定期的な点検や維持修繕が行われていないことが指摘されました。



新小岩駅南口の視覚障害者誘導用ブロックは劣化が進んでいました。

##### ② 既存施設のバリアフリー化の未対応

- ・鉄道駅や建築物、道路や公園など施設の区分を問わず、建設年数が長い施設を調査した際には、使いづらさやバリアフリー対応していないことへの意見が多く挙げられました。
- ・一部鉄道駅などについては、既設の建物に後から設置したエレベーターなどの施設についても、設置条件の制約があったことから、設置されたこと自体を評価するような意見はあったものの、周辺スペースが十分に確保されていないといった意見もありました。



出入口に階段があるため、車椅子利用者は呼び出しボタンを押すように案内がなされています。



### ③ 異なる管理主体にまたがるバリアフリー化の連携・連続性の確保

- ・異なる事業者が隣接している場所において、駅前広場における屋根などの施設の連続性や、建築物と道路の視覚障害者誘導用ブロックの連続性を望む意見がありました。

京成金町駅（写真手前）から JR 金町駅へ向かうルートでは、京成金町駅の敷地と歩道との間が連続しておらず、横断歩道にエスコートゾーンがない状況です。



### ④ 安全な歩行者空間の確保

- ・区内には歩道がない道路が数多くあり、歩行者は道路の端に白線で区画された路側帯を歩行しますが、電柱や標識をよけるために路側帯から道路の中心側に出ざるを得ないことがあります。車や自転車の通行が多い道路では危険なこともあります。高齢者や車椅子利用者等が安心して歩行できる道路の整備を望む意見がありました。



## (2) ソフト面の課題

各地区のまち歩き調査において挙げられた課題について、ソフト面に関するものについては「マナー向上」「障害の種類や特性に基づいた配慮や気づかい」「情報提供の分かりづらさ」の3つに分類して以下に整理しました。

### ① マナー向上

- ・自転車や路上看板などが歩道や路側帯、商店街で通行の妨げになっていることや、視覚障害者誘導用ブロック上に自転車が駐輪されている状況が確認され、マナーの悪さに関する指摘がありました。



### ② 障害の種類や特性に基づいた配慮や気づかい

- ・車椅子利用者は、店舗の商品棚や駅の券売機のタッチパネルやボタンに届かない、施設までのスロープの傾斜が急であるといった、障害種別の特性や状況等に対するきめ細かな配慮の不足や気づかいが足りていないことによってバリアが生じているという意見がありました。



### ③ 情報提供の分かりづらさ

- ・施設において、区役所内のバリアフリートイレにおける機能の設置状況、窓口の手話対応や駅の昇降機などが整備されているといった状況にあるものの、「施設の整備状況が分かりづらい」「情報提供が不足している」といった意見が複数の施設で挙げられました。
- ・また、車椅子利用者用駐車スペースにおいても、車椅子を使用している方以外の高齢者や妊産婦等の歩行が困難な方でも利用しやすいように、誰にでも分かりやすい案内サインの充実を求める意見もありました。



区役所の福祉総合窓口において、耳マークが端に小さく設置されていて分かりづらいという意見がありました。

# 移動等円滑化促進方針の全体の方向性について

## 1. 移動等円滑化促進方針の記載項目

移動等円滑化促進方針に明示すべき事項として、以下の8点がバリアフリー法に定められています。今回、整備方針として1.の基本的な方針、2.の促進地区の位置及び区域、3.の生活関連施設及び生活関連経路について考え方を整理しました。

### ■ 移動等円滑化促進方針の記載項目

1. 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針
2. 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
3. 生活関連施設及び生活関連経路並びに移動等円滑化の促進に関する事項（整備方針）
4. 住民及び関係者の理解の増進及び協力の確保に関する事項（⇒ 心のバリアフリー）
5. 行為の届出等に関する事項
6. 区が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
7. その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
8. 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項

※ 1、6、8は任意記載事項

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」（令和3年3月、国土交通省）より

## 2. 基本的な方向性

### （1）移動等円滑化促進方針策定の背景

#### ① バリアフリー法の改正

これまでのバリアフリー化の取組はバリアフリー法に基づく基本構想制度により、面的・一体的に推進されてきました。平成30年のバリアフリー法の改正により、具体的な事業化の動きがない状況であっても移動等円滑化促進方針を策定してバリアフリー化の方針を示し、だれもが暮らしやすいまちづくりの推進に取り組めるマスタープラン制度が制定されました。

さらに、令和2年にはハード対策に加えて「心のバリアフリー」の観点からソフト対策の強化を目的としてバリアフリー法の一部が改正され、バリアフリー化の推進に取り組まれています。

#### ② バリアフリー化に関する区の現状

- 人口は令和元年までは増加傾向であったが、令和2年度以降は微増傾向です。高齢化率は24.5%で東京都区部の22.2%よりも高くなっています。
- 障害のある方は鉄道沿いの町に多い傾向がありますが、区内全域に在住されています。
- 葛飾区交通バリアフリー基本構想、葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想の重点整備地区である金町駅圏域、京成立石駅圏域および新小岩駅圏域における特定事業の進捗率は各駅圏とも9割前後となっており、残りの事業も事業中または事業予定となっています。
- 過年度に実施したヒアリング及びアンケート調査では、次のような課題が上がっています。

#### ■ 過年度ヒアリング及びアンケート調査での課題

##### 【鉄道・バス】

- ・ハード面では施設整備・車両導入が進んでいるものの、利用者からは部分的な移動環境の改善点が挙げられている。



- ・ソフト面では事業者や駅の違いにより、駅員や運転手の対応が異なるといった点が挙げられている。

**【建築物】**

- ・民間施設と公的施設で施設整備の状況に違いがある一方で、利用者からは一部の施設において上下移動やトイレ、駐車場が不十分との意見が挙がっている。
- ・多くの人々が利用する施設でも、バリアフリーに関する情報提供や施設職員等への教育訓練が実施されていない状況がある。

**【道路・交通安全施設】**

- ・歩道では、現行の規格に合っていない視覚障害者誘導用ブロックの敷設、狭い歩道や勾配、凹凸、放置自転車や看板の課題、信号では音響式信号等の整備が課題として挙げられている。

**【ソフト施策に関する区の実施】**

- ・障害への理解促進が不足、「心のバリアフリー」の理解増進や啓発が課題となっている。

**③ 移動等円滑化促進方針策定の必要性**

バリアフリー法が改正され、全国的にバリアフリー化の推進が進められる中、区においても高い高齢者率や全域に障害のある方が在住されている状況から、今後もバリアフリー化の取組を継続する必要があります。また、重点整備地区の事業は概ね完了しており、区全域でのバリアフリー化に向けた新たな取組をスタートする契機といえます。さらに、区内の高齢者や障害のある方の関係する団体、子育て世代等へのヒアリング及び介護事業者、交通事業者、施設管理者等へのアンケート調査からは、一部の施設や部分的な箇所に対する課題やソフト施策の課題が挙がっており、ハード面での着実な対応とソフト面での効果的な理解増進・啓発の実施が必要な状況にあります。

以上のことから、移動等円滑化促進方針を作成し、バリアフリー化の促進が必要となっています。

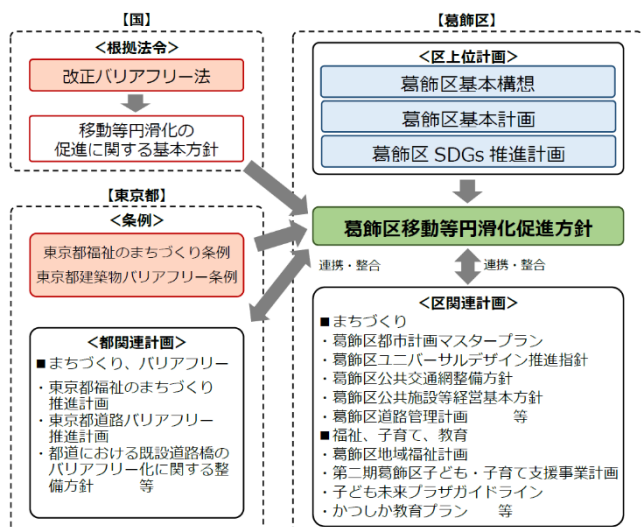
**(2) 移動等円滑化促進方針の目的と位置付け (第1回策定協議会「資料3」)**

**【目的】**

葛飾区全域におけるハード整備と心のバリアフリーに関するソフト面の両面によるバリアフリー化の方針を示すことによって、多様な住民への福祉の増進や、関係者のバリアフリー化に向けた機運の醸成、まちの活性化につなげることを目的とします。

**【位置づけ】**

葛飾区移動等円滑化促進方針は、国や都の法制度・方針に基づき、区の上位計画である葛飾区基本構想・基本計画・SDGs推進計画のもとに位置付けられるものとして、区の関連計画と連携・整合を図りながら、葛飾区のバリアフリー化を促進するための指針を示すものです。



移動等円滑促進方針の位置付け

### (3) 計画期間の考え方

移動等円滑化促進方針では、計画期間として次の方針の見直しまでの期間を記載します。バリアフリー法では概ね5年ごとに実施状況についての調査・分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとされています。

まちづくりや基盤整備事業などによるバリアフリー化は、計画から完了までに長い年月を要することから、**本方針の計画期間は10年間を基本とし、各地区のバリアフリー化の進捗状況を踏まえ、必要に応じて概ね5年ごとに実施状況についての調査・分析及び評価を行うこととします。**

**ただし、策定当初の計画期間については、京成立石駅周辺及び金町駅周辺において現在進行中の再開発事業によりまちづくりが大きく進展する見込みがあり、また、区の上位計画の計画期間が令和12年度までを予定しており、本方針の見直し時期についても上位計画との整合を図る観点から、令和12年度までの6年間とすることが望ましいと考えています。**

本方針の区上位計画と時期を合わせた見直しのイメージ

	令和7～12年度	令和13～22年度 予定	令和23～32年度 予定
葛飾区基本構想 現行：令和3年度策定	[Blue arrow spanning all periods]		
葛飾区基本計画 現行：令和3年度策定	[Blue arrow spanning all periods]		
葛飾区実施計画 中期：令和6年度策定予定	中期 → 後期	前期 → 中期 → 後期	前期 → 中期 → 後期
葛飾区SDGs推進計画 現行：令和4年度策定	[Blue arrow spanning all periods]		
葛飾区移動等円滑化促進方針 令和6年度策定予定	6年間	10年間	10年間
見直しと中間評価スケジュール	見直し	5年間 ↑ 中間評価 ↓ 5年間	見直し 5年間 ↑ 中間評価 ↓ 5年間 見直し

#### <参考> 移動等円滑化促進方針を策定している他区の計画期間

- 世田谷区 移動等円滑化促進方針  
促進方針策定後、移動等円滑化の状況について概ね5年ごとに調査するとともに、必要に応じて促進方針の見直しを検討
- 大田区 移動等円滑化促進方針  
計画期間は概ね10年
- 目黒区 バリアフリー基本構想及び移動等円滑化促進方針  
まちづくりや市街地の基盤整備は計画から完了まで長い年月を要するため、計画期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度の10年間

### 3. 移動等円滑化促進地区及び区域の考え方

移動等円滑化促進方針では、生活関連施設が集まり、その間の移動が通常徒歩で行われる地区で、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を促進すべき地区として移動等円滑化促進地区を定めます。

#### ① 促進地区に関するバリアフリー法による要件

促進地区は、バリアフリー法により以下のような要件が定められています。国土交通省が公表している「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（以下、「国のガイドライン」）」では、同一自治体内には促進地区の要件を満たす地区が複数存在することから、それらすべてを促進地区に指定し、あわせて自治体全体の方針を示すことが望ましいとされています。

##### ■ 移動等円滑化促進地区の要件

1. 生活関連施設があり、かつ、それら間の移動が通常徒歩で行われる地区
2. 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区
3. バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
4. 促進地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定める。移動等円滑化促進地区の区域が市町村界を越える場合は、隣接市町村と連携してマスタープランを作成する必要がある。

#### ② 現行の葛飾区バリアフリー基本構想における基本的考え方

##### ■ 葛飾区のバリアフリーに対する基本理念

- ・ 区内全ての駅圏を対象にバリアフリー化を推進し、さらに区全体へと広げていく
- ・ 優先的にバリアフリー化を図る必要性が高い地区は「重点整備地区」に指定し、重点的かつ一体的にバリアフリーを推進する。
- ・ 施設整備によるバリアフリー化だけでなく、心のバリアフリーに積極的に取り組む

#### ③ 本方針における葛飾区のバリアフリーに対する新たな基本的考え方

近年では、バリアフリー法の改正等により、区全体でバリアフリーを考慮した整備や改修が行われ、着実にバリアフリー化は進んでいますが、特に不特定多数の多様な利用者・来訪者が多い駅や施設の周辺においては、バリアフリー法のマスタープラン制度の主旨の通り、特に面的・一体的なバリアフリー化が必要です。

葛飾区都市計画マスタープランでは、都市機能集積拠点として、鉄道駅等を中心としたまちづくりを目指していることから、区内全鉄道駅を中心とした徒歩圏を促進地区に設定することを基本に考えていきます。

綾瀬駅は足立区に位置していますが、葛飾区都市計画マスタープランにおいて拠点として位置付けられており、駅南側は葛飾区に接し、葛飾盲学校や葛飾ろう学校の最寄り駅としても利用されていることから、特に配慮が必要な地区として、綾瀬駅周辺においても足立区と連携を図りながら促進地区を設定することとします。

#### ■本方針における葛飾区のバリアフリーに対する基本的な考え方

- ・区内全域におけるハードとソフトの両面のバリアフリー化を着実に推進する
- ・特に多様な人が集中する鉄道駅等を中心とした徒歩圏の範囲を移動等円滑化促進地区に設定し、面的・一体的なバリアフリー化を促進する
- ・ハードのバリアフリー化だけでなく、ソフト面として心のバリアフリーに積極的に取り組む

#### ④ 本方針における促進地区の区域設定の基本的な考え方

高齢者、障害者等が利用する各施設は駅からの距離は様々でまちの広がりや施設の集積状況は異なります。特に、今回街歩き調査を実施した金町や新小岩では、昨今の駅周辺の再開発事業により、様々な施設が駅前に集まる一方、立石では駅から少し離れた徒歩圏内に施設が点在している状況です。

また、交通拠点として多くの利用者が駅に集まりバスターミナルも充実した新小岩駅周辺や、以前からのまちと近年の大学開業や再開発事業による新たなまちが共存する金町駅周辺、連続立体交差化事業が進行して新たに生まれ変わろうとしている京成立石駅周辺など、地区の状況もさまざまです。

今回、令和5年度まち歩き調査を実施した地区以外においても来年度にまち歩き調査を実施予定ですが、施設の立地状況、駅前広場の有無、まちづくりの計画の有無、道路のネットワークの状況や商店街の広がりなど、地区の状況は街によってさまざまです。

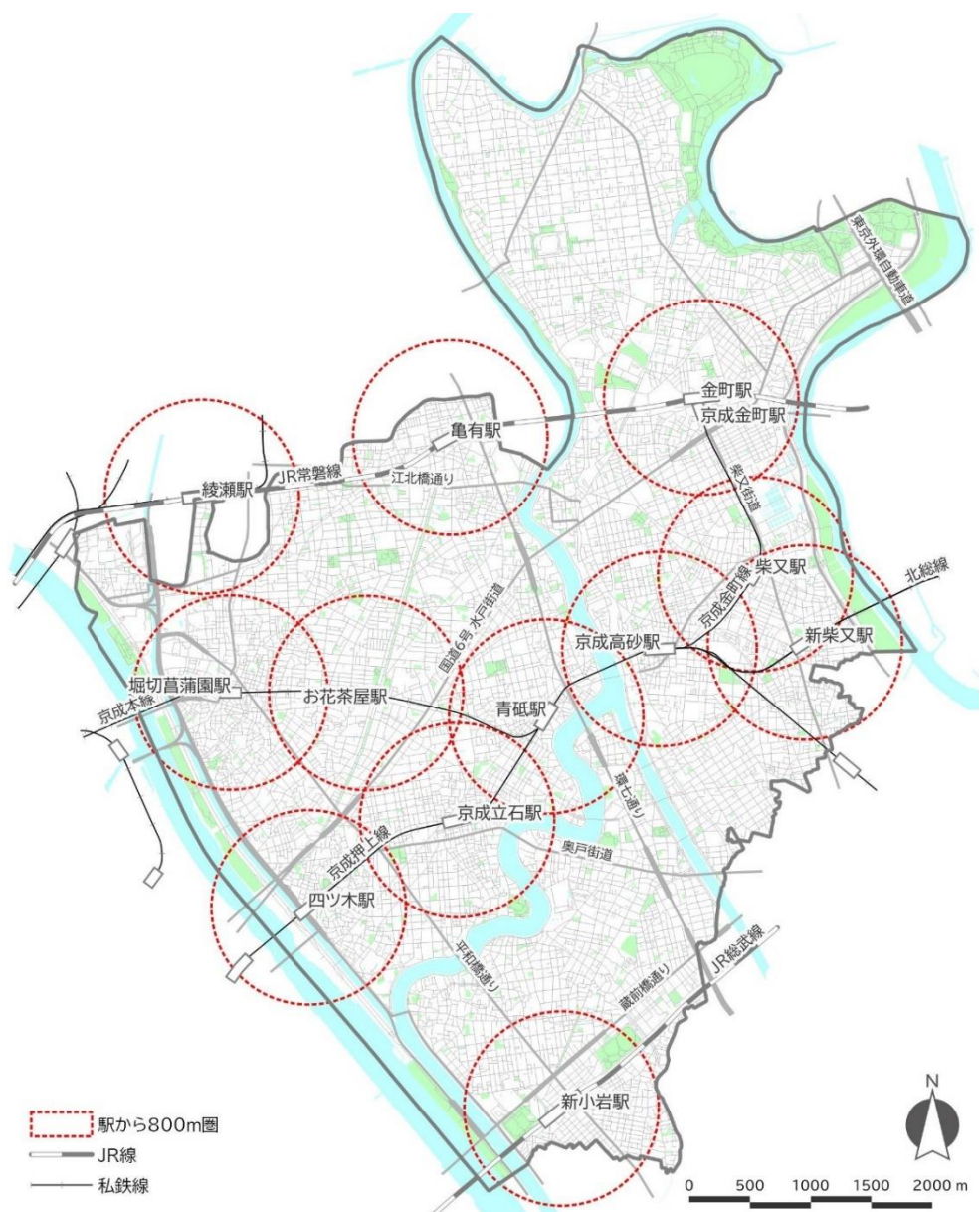
このようなことから、促進地区の区域は各地区の状況に応じて柔軟に設定します。

また、鉄道駅から離れた地域においても、利用者が多い拠点となる施設の立地が見られます。このような鉄道駅のない地区も含めて促進地区の区域設定を検討します。

#### ■本方針における促進地区の区域設定の基本的な考え方

- ・促進地区の区域は、鉄道駅を中心とした徒歩圏とし、各地区の状況に応じて柔軟に設定する
- ・鉄道駅周辺以外でも多くの高齢者や障害のある方が利用する施設が集積する地区においては、促進地区の区域設定を検討する
- ・綾瀬駅周辺においても足立区と連携を図りながら促進地区を設定する





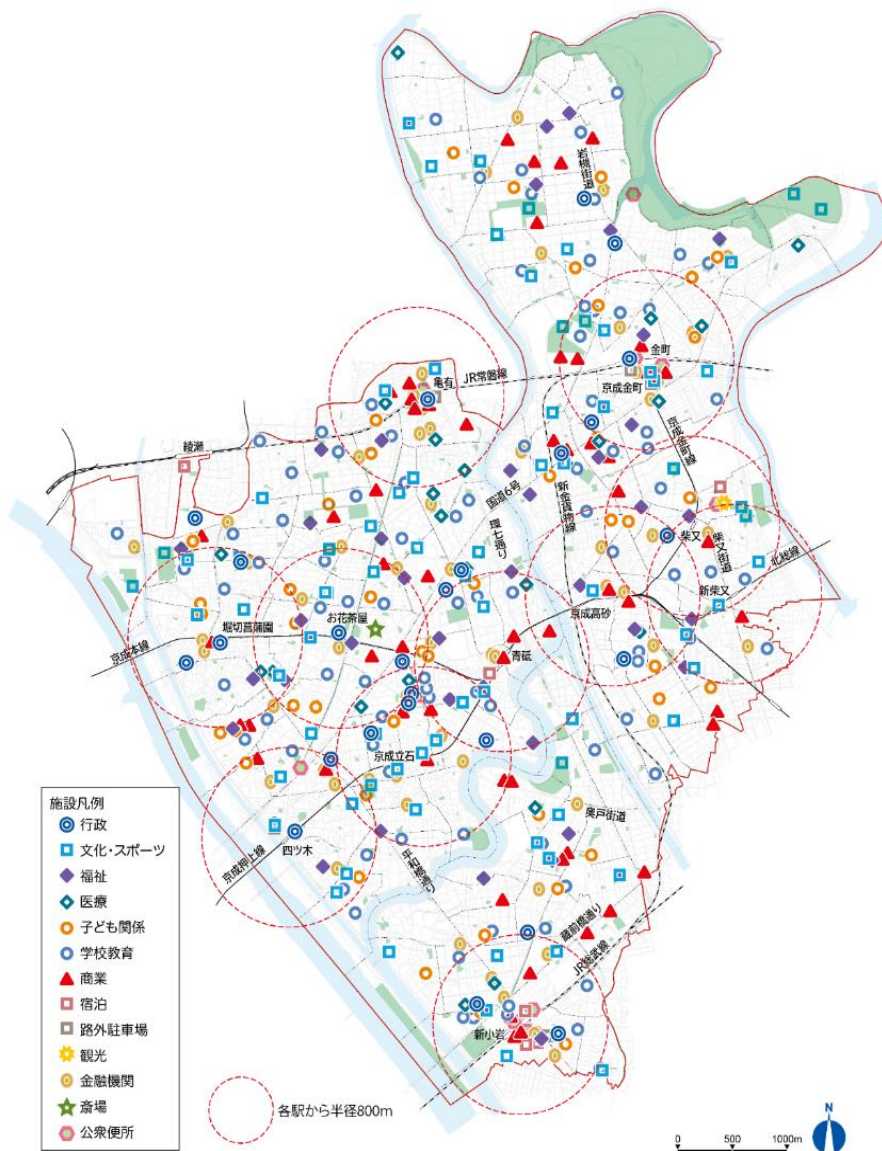
鉄道駅を中心とした徒歩圏域図（イメージ）

## 4. 生活関連施設・生活関連経路の考え方

### (1) 生活関連施設

生活関連施設は、相当数の高齢者、障害のある方等が利用する官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等の多様な施設を位置づけます。

区内には生活関連施設の候補となる施設が区全域に分布しており、駅前に限らず駅から徒歩圏に位置する施設においても、高齢者、障害のある方、妊産婦等が多く利用されている状況や、バリアフリー設備の整備に差があることもわかりました。このようなことから、生活関連施設は多様な利用者・来訪者を考慮して設定することが必要です。



### 主要施設※の立地状況

※葛飾区ホームページ「施設案内」、「わたしの便利帳〜かつしか暮らしのガイドブック」に掲載されている施設、各団体の公表資料等に示されている施設を図示

国のガイドラインでは、生活関連施設の選定にあたって、以下の点を考慮することが必要とし  
 おり、想定される生活関連施設を示しています。

**■生活関連施設の選定にあたって考慮する事項**

- ・常に多数の人が利用する施設を選定する
- ・高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する

想定される生活関連施設（国のガイドライン）

区分	種類
官公庁等	都道府県庁、市役所・区役所、役場
	郵便局、銀行、ATM
	警察署（交番を含む）、裁判所
	市民・地区センター、コミュニティーセンター等
	都道府県税事務所、税務署
教育・文化施設等	図書館
	市民会館、市民ホール、文化ホール
	学校（小・中・高等学校）
	公民館
	博物館・美術館・音楽館、資料館
保健・医療・福祉施設	病院・診療所
	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等
商業施設	大規模小売店舗等
	商店街等（地下街を含む）
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等
公園・運動施設	公園
	体育館・武道館その他屋内施設
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設
	観光施設
	路外駐車場

また、バリアフリー法では、生活関連施設は以下のように定義されています。

**■バリアフリー法（第二条二十三 イ）生活関連施設の定義**

- ・高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

東京都では「東京都福祉のまちづくり条例」において、バリアフリーに関する整備基準への適合努力義務が求められる都市施設や、新設又は改修の際に整備基準への適合遵守義務が求められる特定都市施設を示しています（次頁参照）。

## 東京都福祉のまちづくり条例 対象施設

項目	区分	都市施設	特定都市施設
建築物	1.学校等施設	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校など	すべて
建築物	2.医療等施設	病院、診療所、助産所、施術所、薬局	すべて
建築物	3.興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	1000平方メートル以上
建築物	4.集会施設	集会場、冠婚葬祭施設を含む。一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるもの、公会堂。	すべて
建築物	4.集会施設	集会場、冠婚葬祭施設を含む。すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のもの。	1000平方メートル以上
建築物	4.集会施設	公民館など	200平方メートル以上
建築物	5.展示施設等	展示場、自動車展示場など	1000平方メートル以上
建築物	6.物品販売業を営む店舗等	卸売市場	2000平方メートル以上
建築物	6.物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	すべて
建築物	7.宿泊施設	ホテル、旅館など	1000平方メートル以上
建築物	8.事務所	保健所、税務署、その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべて
建築物	8.事務所	事務所、他の施設に附属するものを除く。	2000平方メートル以上
建築物	9.共同住宅等	共同住宅、寄宿舎、下宿など	2000平方メートル以上
建築物	10.福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など	すべて
建築物	11.運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場など	1000平方メートル以上
建築物	12.文化施設	博物館、美術館、図書館など	すべて
建築物	13.公衆浴場	公衆浴場、クアハウスなど	1000平方メートル以上
建築物	14.飲食店等	食堂、レストラン、喫茶店、ファーストフード店など	すべて
建築物	14.飲食店等	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど	1000平方メートル以上
建築物	15.サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店など	すべて
建築物	16.工業施設	工場など	2000平方メートル以上
建築物	17.停車場又は発着場を構成する建築物	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	すべて
建築物	18.自動車関連施設	駐車場	500平方メートル以上
建築物	18.自動車関連施設	自動車修理工場、自動車洗車場	200平方メートル以上
建築物	18.自動車関連施設	ガソリンスタンド	すべて
建築物	18.自動車関連施設	自動車教習所	1000平方メートル以上
建築物	19.公衆便所	公衆便所	すべて
建築物	20.公共用歩廊	公共用歩廊	2000平方メートル以上
建築物	21.地下街	地下街など	2000平方メートル以上
建築物	22.複合施設	1.から21.の施設の複合建築物	2000平方メートル以上
道路	道路	道路法に基づく道路	すべて
公園	公園	都市公園、児童遊園、都立霊園、その他都立及び区市町村公園など	すべて
公共交通施設	公共交通施設	鉄道の駅、軌道の停留所、バスターミナル、港湾旅客施設、空港旅客施設	すべて
路外駐車場	路外駐車場	建築物及び小規模建築物以外のもの	500平方メートル以上

  : 国のガイドラインにて想定される施設

(今後の策定協議会において、選定基準を検討していく予定)



また、現行のバリアフリー基本構想では、重点整備地区以外の区内各鉄道駅圏において目的施設を設定しています。

このようなことから、生活関連施設の設定にあたっては、バリアフリー法の定義を基本として、国のガイドラインや現行のバリアフリー基本構想を踏まえ、東京都福祉のまちづくり条例におけるバリアフリーに関する整備基準への適合が求められる都市施設・特定都市施設を参考に、高齢者、障害のある方、妊産婦等が関連する官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等を選定することとします。

#### ■ 葛飾区における生活関連施設の設定の考え方

- ・ 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設を対象とする
- ・ 常に多数の人が利用する施設、高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する
- ・ 現行のバリアフリー基本構想を踏まえ、東京都福祉のまちづくり条例を参考に選定する

なお、具体的な生活関連施設の選定の考え方やハード施策については、次回以降の策定協議会において検討していきます。

## (2) 生活関連経路

生活関連経路は、生活関連施設相互の経路であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区内の回遊性に配慮して設定します。

国のガイドラインでは、生活関連経路の選定の考え方として、以下の3点を挙げています。

#### ■ 生活関連経路の考え方

- ・ より多くの人々が利用する経路を選定する
- ・ 生活関連施設相互のネットワークを確保する
- ・ 隣接自治体との連続性を確保する

また、バリアフリー法では、生活関連経路は以下のように定義されています。

#### ■ バリアフリー法（第二条二十三 ㊦）生活関連経路の定義

- ・ 生活関連施設相互間の経路

生活関連経路の設定は、生活関連施設相互のネットワークの確保を基本とし、多くの人々が利用する経路を選定することとします。

現行のバリアフリー基本構想では、法に基づく「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」に沿った事業を実施する経路として『生活関連経路』を設定し、生活関連経路に準じた事業の実施を目指す経路として『準生活関連経路』を設定していました。（巻末参考図1を参照）

今回策定する移動等円滑化促進方針の生活関連経路は、具体的な事業を設定するものではなく、ネットワークの確保を目的として位置づけます。

区内の地形は平坦で徒歩による移動が可能なエリアが広がっていますが、鉄道や幹線道路、河



このようなことから、生活関連経路の設定にあたっては、バリアフリー法の定義を基本として、国のガイドラインや現行のバリアフリー基本構想を踏まえ、生活関連施設へのアクセス動線や地区内の回遊性に配慮して設定することとします。

**■ 葛飾区における生活関連経路の設定の考え方**

- ・生活関連施設相互間の経路を設定する
- ・現行のバリアフリー基本構想を踏まえて設定する
- ・特定道路は設定する
- ・より多くの人々が利用する経路を選定する
- ・歩道がない道路も経路として検討する

なお、具体的な生活関連経路の選定の考え方やハード施策については、次回以降の策定協議会において検討していきます。

参考資料 1

「葛飾区バリアフリー基本構想 新小岩駅圏移動等円滑化基本構想」 平成 23 年 3 月

●生活関連経路

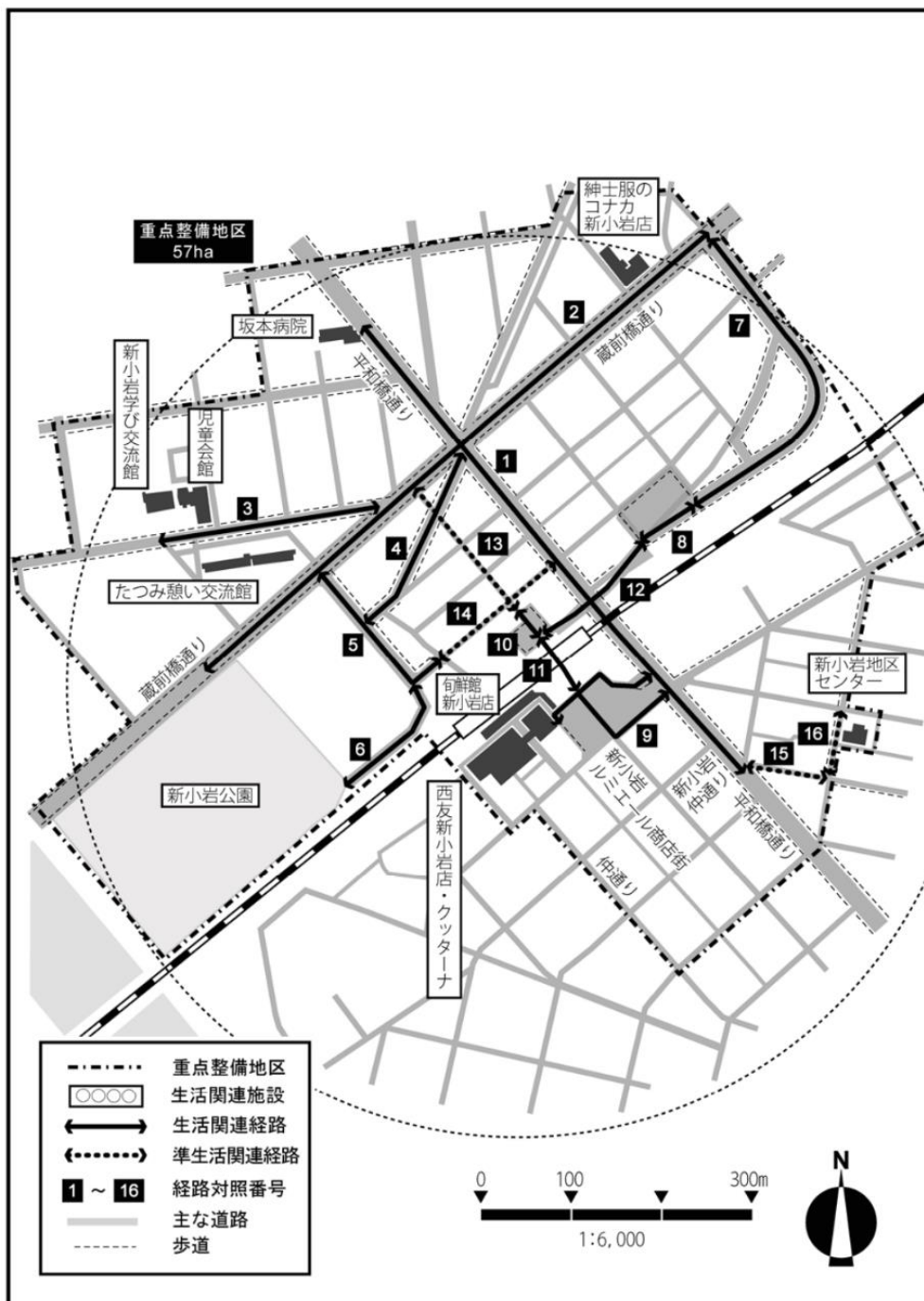
バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」に沿って、原則として 2015（平成 27）年度までに事業を実施する経路。

●準生活関連経路

生活関連経路に準じた事業の実施を目指す経路。

歩道の設置や有効幅員の確保が困難であるなどの理由により、生活関連経路としての整備を行うことが難しい道路についても、日常的な利用からみてバリアフリー化の必要性が高い道路については、準生活関連経路を設定し、生還関連経路に準じたバリアフリー化を進める。

重点整備地区と生活関連経路等





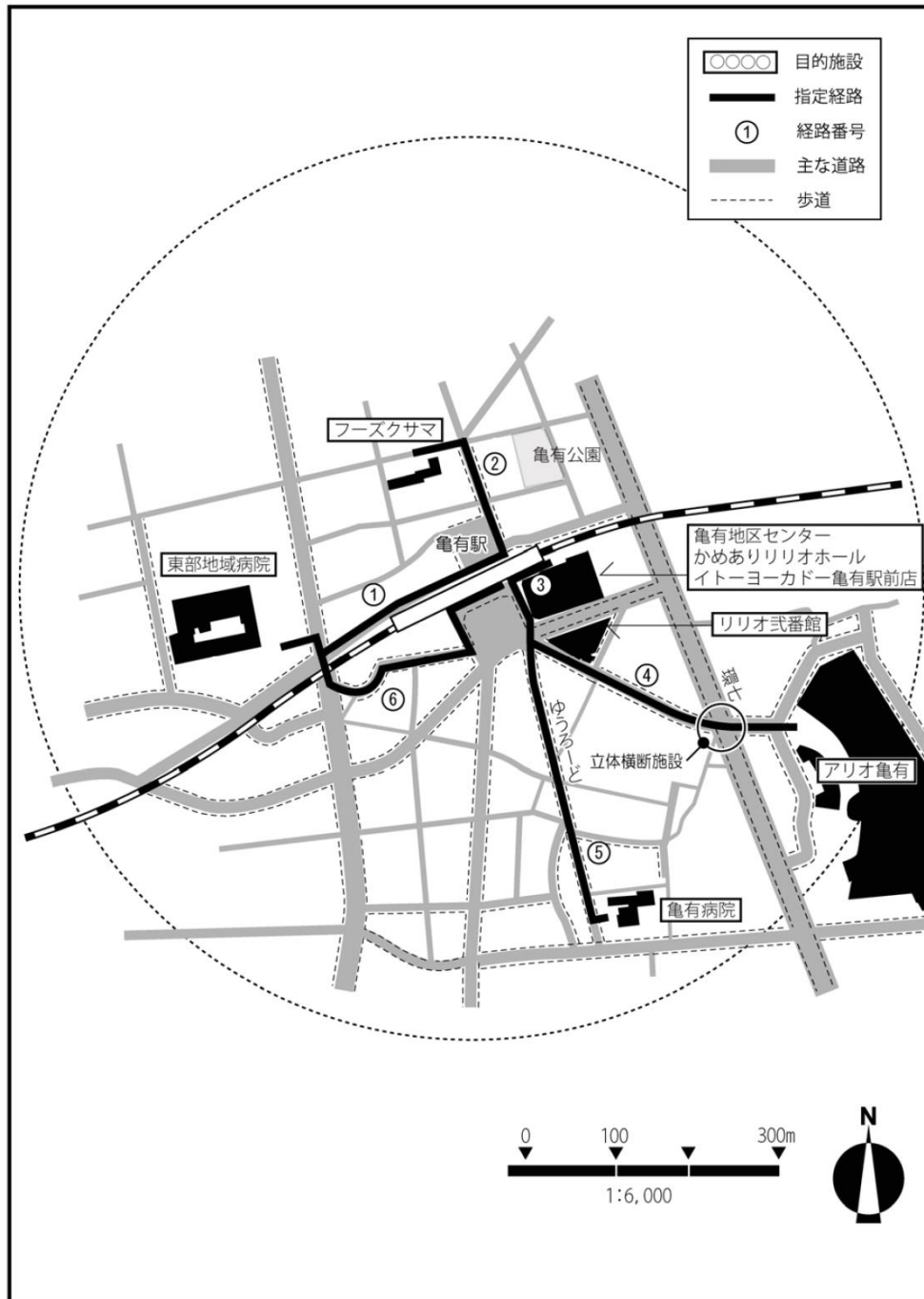
## 参考資料 2

### 「葛飾区バリアフリー基本構想 新小岩駅圏移動等円滑化基本構想」 平成 23 年 3 月

#### ● 指定経路と目的施設

現行のバリアフリー基本構想では、重点整備地区以外の鉄道駅圏において、駅と目的施設を結ぶ指定道路を設定し、それらを対象にバリアフリー化を推進していくこととしている。

重点整備地区以外の目的施設と指定経路の例（亀有駅圏）



## ソフト施策の整理・課題について

### 1. 葛飾区におけるソフト施策の現状

葛飾区の移動等円滑化促進方針においては、施設整備や維持管理を含むハード面による取組と、心のバリアフリーを含むソフト面による取組の両面から、バリアフリー化の方針を示す予定です。

ここでは、葛飾区におけるソフト施策に関する現状として、バリアフリー法の目的である「施設や経路等の一体の整備により、高齢者、障害者等の移動や施設を利用する際の利便性及び安全性の向上の促進を図ることで、公共の福祉の増進に資すること」（第 1 条より一部要約）に関連するソフト施策を、葛飾区の行政計画等から整理しました。

#### <参考> 移動等円滑化促進方針の記載項目

移動等円滑化促進方針に明示すべき事項として、以下の 8 点がバリアフリー法に定められています。その中でも「4. 住民及び関係者の理解の増進及び協力の確保に関する事項」は必須の記載事項となっております。

1. 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針
2. 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
3. 生活関連施設及び生活関連経路並びに移動等円滑化の促進に関する事項（整備方針）
4. 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項
5. 行為の届出等に関する事項
6. 区が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
7. その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
8. 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項

※ 1、6、8 は任意記載事項

移動等円滑化の実現のためにはハード整備のみならず、「心のバリアフリー」を含むソフト施策を一体的に実施していくことが効果的です。バリアフリー法において、促進方針には「心のバリアフリー」の必要性や実施主体、取組内容等を具体的に記載することが必要とされています。

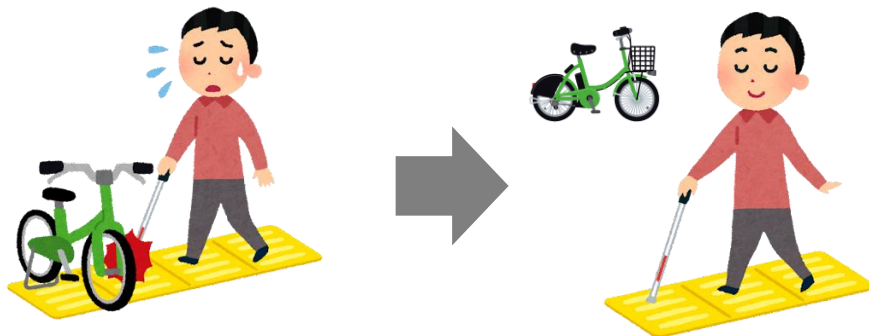
### <参考>心のバリアフリーについて（定義・考え方）

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を理解し、全ての人が理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う社会を目指すことをいいます。

心のバリアフリーの促進のためには、誰もが様々な立場の人の状況や「障害の社会モデル※」を理解したうえで、障害のある方等から何らかの配慮を求められた時には、支援や周囲への声かけ等の合理的配慮※を行うことが必要です。

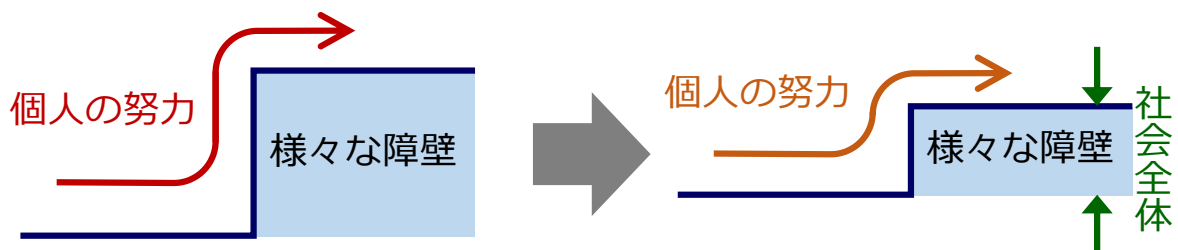
例えば、歩道上に視覚障害者用誘導ブロックが整備されている状況で、誰かの自転車が放置・駐輪されていると、視覚障害のある方の通行の妨げになってしまいます。

声をかけて自転車をどかすというコミュニケーションが生まれたり、そもそも自転車がブロック上に置かれないというマナーやモラルが浸透している社会は「心のバリアフリー」が促進されているといえます。



### ※障害の社会モデル

- ・「障害」とは、高齢者・障害のある方等の身体機能の制約と、事物・制度・慣行・観念等の様々な社会的障壁（バリア）の相互作用によって創り出されているものであるという考え方



社会モデルの考え方に基づく社会システム全体での障壁の除去

### ※合理的配慮

- ・社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮のこと（障害者差別解消法第5条）  
（例）視覚障害のある方が来所された際に、本人の希望を踏まえ職員が代読や代筆を行うなど

## (1) 葛飾区の行政計画におけるソフト施策

### ① 葛飾区前期実施計画（令和3年9月策定、計画期間：令和3年度～令和6年度）

2021年度から2030年度までの10年間の計画期間とする「葛飾区基本計画」で定められた計画事業について、前期（2021年度～2024年度）に取り組む具体的な事業内容をまとめた「葛飾区前期実施計画」に掲載されている移動等円滑化に寄与するソフト施策に関する事業を以下に整理します。

（※本方針素案の作成にあたっては、現在作成中の葛飾区中期実施計画を踏まえて検討します）

#### 葛飾区前期実施計画記載の移動等円滑化に関連するソフト事業

事業計画名	担当課	概要
人権・多様性への理解促進事業	人権推進課	全ての人の人権や多様性が尊重され、一人一人の能力が十分に生かされることにより、社会全体がより輝くという考え方への理解と共感を広げていきます。 区民や企業に対して、人権や多様性に関する身近なテーマを取り上げた啓発紙やパンフレット等を作成・配布し、人権課題に対する知識の普及と理解促進を図ります。人権課題について情報発信し関心をもってもらうことで、差別や偏見のない人権尊重理念が浸透した社会の実現を目指します。
公共サインの充実	政策企画課	葛飾区公共サインガイドラインに定めた統一的なルールやデザインに準拠しつつ、さらに視認性を高めたサイン表記の在り方や案内誘導機能の強化・向上を検討するとともに、効率的な整備手法の検討などを行い、利用者にとって分かりやすいものへと改善を図ります。 今後、ガイドラインや整備計画の改定を行うとともに、整備を進めます。
障害への理解と交流の促進	障害福祉課	障害者週間に関連した障害者作品展や普及啓発講座の実施、SNSなどの活用による情報発信、障害者施設自主生産品販売所における販売等を通じ、広く区民・事業者の方に対して障害への理解を広げ、障害のある方への配慮が地域で実践され、障害のある方とない方の交流を深められるよう支援します。



**② 第 6 期葛飾区障害福祉計画・第 2 期葛飾区障害児福祉計画・葛飾区障害者施策推進計画（令和 3 年 3 月策定）**

2018 年から 2023 年度までの 6 年間の計画期間とする「葛飾区障害者施策推進計画」は、基本理念「一人ひとりが持つ可能性や能力を十分に発揮し、自立した生活を営み、地域社会の中できともに支えあう一員として、いきいきと輝けるようにします」をもとに 4 つの基本目標「自立生活支援」「就労支援」「育成支援」「地域で支えあうまちづくり」を掲げています。

そのなかの「地域で支えあうまちづくり」における「障害への理解と交流」として掲載されているソフト施策に関する取組を以下に整理します。

（※本方針素案の作成にあたっては、現在作成中の次期計画を踏まえ検討します）

**葛飾区障害者施策推進計画・重点的な取組（障害への理解と交流）**

取組内容	担当課	概要
障害への理解の促進	障害福祉課 障害者施設課 保健予防課 保健センター	障害のある方が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、個人向け（小学生向け、大人向け）や青少年委員等各種団体、福祉事業者向けに障害者理解を深めるための講座の実施や自主生産品の販売等を通して、広く区民・事業者の方に対して障害への理解を広げ、障害のある方への配慮が地域で実践されるようにします。

**葛飾区障害者施策推進計画・その他の取組（障害への理解と交流）**

取組内容	担当課
ユニバーサルデザインの普及・啓発	全課
障害者週間行事	障害施設課
精神保健講演会	保健予防課・保健センター
難病講演会	保健予防課・保健センター
障害者差別解消の推進	障害福祉課
障害者施設自主生産品販売所への支援	障害福祉課
ヘルプカードの普及・啓発	障害福祉課

12月3日～9日は障害者週間

# 障害者作品展・ウェルピアまつり

会場 ウェルピアかつしか (堀切3-34-1)

障害者週間を通じて、障害や障害のある方について理解を深め、誰もが互いの人格と個人を尊重し、支え合える社会をつくりましょう。

【担当課】 障害者施設課 ☎03-5698-1301  
FAX03-5698-1337

## 障害者作品展

### 日時

11月11日(金)～17日(土)  
午前10時～午後5時  
※13日(日)・17日(土)は午後3時まで

### 内容

障害のある方が制作した  
絵画・書道・手工芸品などの展示



## ウェルピアまつり (ボランティアまつりと共催)

### 日時

11月13日(日)

午前10時～午後3時

### 内容

▶障害者福祉表彰／午前10時から  
▶車いす体験・遊びコーナー／  
午前10時40分から  
など



## ウェルピアかつしか (葛飾区地域福祉・障害者センター)

地域福祉の拠点として、各施設で障害者の自立や社会参加の支援を行っています。利用方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。



### 施設案内

#### 1階

- 葛飾区子ども発達センター 発達が気になる子への支援
- 喫茶コーナー 障害者への就労支援
- 障害者福祉施設販売コーナー 障害者の生産物の販売 (不定期)
- かつしかボランティア・地域貢献活動センター ボランティア活動などの支援

#### 2階

- 障害者生活介護事業所 重度障害のある方の機能訓練・生活訓練

#### 3階

- 地域活動支援センター 障害者の自立と社会参加の支援、障害者団体の活動場所の提供
- 自立訓練事業所 障害者の機能訓練・生活訓練
- 葛飾区社会福祉協議会 地域福祉の推進

## 障害者週間に関連するイベント案内 (広報かつしか)

区民大学単位認定講座

# 90センチから見える世界を 体験してみよう。

**#車いすに乗ったことはありますか?**

この講座では、実際に車いすに乗って歩道を走ったり、お店で買い物したりします。車いすを使っている人のお話を聞く時間もあります。車いすに乗る体験を通して、障害のある人への配慮やコミュニケーションについて、一緒に考えてみませんか?

**令和6年1月20日(土) 9:30～12:00**

**■お申込み先/障害福祉課課係**

【申込期間】 令和5年12月7日～令和5年12月20日  
【定員】 5組 10名 (定員を超えた場合は抽選)  
【電話 ☎】 03-5654-8263  
【FAX ☎】 03-5698-1531  
【お申込みフォーム】 <https://logofom.jp/form/Ehiz419836>

下記のQRコードをスマートフォンで読み取っていただき、お申込みフォームから必要事項を入力してください。

■オンラインでの実施いたします。

■以下の症状のある方は参加をお控えください。  
37.5度以上の発熱がある方、発熱症状(咳、くしゃみ、喉の痛み等) 直近1週間で体調不良のある方

## 区民向け講座の案内

## 障害のある人も ない人も 共に生きる社会の実現に向けて

葛飾区では、平成31年4月1日に、「葛飾区学童及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行しました

※このリーフレットは、障害のある人やそのご家族と共に作成し、イラストは、障害のある人に書いていただきました。

**葛 飾 区**

## 啓発用リーフレット

### ③ 葛飾区都市計画マスタープラン（平成 23 年 7 月策定）

2030 年を目標年次とする「葛飾区都市計画マスタープラン」は、まちづくりの目標「安心して住み憩い働き続けられる川の手・人情都市かつしか」をもとに 11 の全体構想を掲げています。

そのなかの「人にやさしいまちづくりの方針」において、ソフト施策に関連する取組を以下に整理します。

（※本方針素案の作成にあたっては、現在作成中の次期マスタープランを踏まえ検討します）

#### 葛飾区都市計画マスタープラン「人にやさしいまちづくりの方針」

項目		内容
区民参加による「人にやさしいまちづくり」の推進	まちづくりへの住民参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者を含めた区民、行政、事業者が一緒になって、バリアフリー点検、放置自転車や商品のはみ出し陳列点検などを行い、障害者等の意見や要望を把握するとともに、高齢者や障害者に対する区民及び事業者の理解の高揚やマナーの向上を図ります。</li> <li>・都市施設の新設や大規模改修に際しては、高齢者や障害者への配慮について積極的に取り組んでいきます。</li> </ul>

### ④ 葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針（平成 19 年策定）

基本理念『心ふれあう住みよいまち かつしか』～「理解」そして「声かけ（コミュニケーション）」～をもとに、心やさしい『人づくり』、だれもが安心して暮らせる『まちづくり』、わかりやすい『情報・サービスづくり』の3つの分野別に施策の方向性と取組事例を示しています。

そのなかでもソフト施策に関連する取組を以下に整理します。

#### 葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針の施策の方向性と事例

施策の方向性	取組	概要
心やさしい『人づくり』	(1)普及啓発 ・意識啓発	①ユニバーサルデザインに関する情報の提供 ②地域におけるユニバーサルデザインの理解促進 ③民間事業者に対するユニバーサルデザインの取組みの誘導
	(2)人材育成	①ユニバーサルデザインを推進する区職員の育成 ②学校教育におけるユニバーサルデザインの推進
わかりやすい『情報・サービスづくり』	(1)情報	①情報のユニバーサルデザイン化の推進
	(2)サービス	①行政窓口サービスの向上 ②区で実施する各種イベントのユニバーサルデザイン化

また、『取組の第一歩として、葛飾区では、区職員をはじめとして区民や区内事業者などが、さまざまな人の抱える障害や困難さへの理解を深めて行く、いわゆる“意識啓発”に重点を置き、取り組んでいきます。そして、区民一人ひとりの「心のバリアフリー」を推進』するとしています。

### ⑤ 葛飾区公共交通網整備方針（令和元年5月発行）

2028年度を目標年次とする「葛飾区公共交通網整備方針」は、目指すべき葛飾区の公共交通網のあり方『区民（利用者）、交通事業者、区が協働し、区内を移動するあらゆる人にとって「わかりやすく・利用しやすい公共交通網」を目指します。』をもとに3つの整備方針、8つの課題とそれに対応した施策を整理しています。

「継続的に取り組む施策」の「交通バリアフリーの推進」における、ソフト施策に関連する施策を以下に整理します。

#### 葛飾区公共交通網整備方針

施策の分類	施策	概要
継続的に取り組む施策	交通バリアフリーの推進	・「心のバリアフリー」に関する取り組みとして、交通事業者、利用者、高齢者や障害者などがお互いに理解を深める啓発活動などを検討します。



## 2. 交通事業者によるソフト施策の現状

区内全域の施設管理者を対象に令和4年度に行ったアンケート調査により把握した、鉄道・バス事業者におけるバリアフリーに関するソフト施策や取組を整理します。

### (1) 高齢者・障害のある方等の利用者への対応

- ・鉄道事業者からは、乗降時の介助が必要とする利用者へのサポートを日常的に行っている「[声かけサポート](#)」についても社員による実施とあわせて、ポスターや構内放送を通じた周知や、[タブレット端末を活用した情報提供](#)を実施しているという回答がありました。
- ・バス事業者においては、主にノンステップバスの導入等のハード整備により車椅子利用者への対応をしているという回答がありました。
- ・タクシー事業者においては、ユニバーサルデザイン（UD）タクシーの保有台数を増やし、引き続き乗降の介助を行っていくという回答がありました。

### (2) バリアフリーに関する情報提供の取組

- ・鉄道事業者からは、主に[ホームページ上にて駅や車両に関するバリアフリーに関する情報提供](#)を行っているという回答がありました。
- ・バス事業者においては、[ホームページ上でのバリアフリーに関する情報提供](#)を行っているほか、[車内における情報提供の拡充を図る](#)という回答がありました。

### (3) バリアフリーに関する施設職員等の教育訓練の取組

- ・鉄道事業者からは、[教育訓練や当事者を交えた講習・接遇訓練の実施](#)や、[サービス介助士の資格取得の促進](#)を進めているといった回答がありました。
- ・バス事業者においては、[介助に関する訓練だけでなく、疑似体験を取り入れた教育訓練](#)を実施しているという回答が多くありました。
- ・タクシー事業者においては、[実車を用いた研修を年に複数回実施しており、今後も継続していく](#)という回答がありました。

### (4) バリアフリーに関する広報・啓発

- ・鉄道事業者からは、共通して、[広報・啓発としてポスター等の掲示や構内放送を実施](#)しているという回答がありました。
- ・バス事業者においては、[車内等での紙媒体による広報・啓発](#)を実施しているという回答がありました。

### 3. 特別区の他自治体の促進方針におけるソフト施策・心のバリアフリーに関する取組・方針

#### (1) 新宿区（令和3年11月策定）

##### 「こころのバリアフリー等のソフト施策」

- ①こころのバリアフリーの促進
- ②情報提供（バリアフリーに関する情報提供、情報アクセス、障害の特性に応じたコミュニケーション支援）
- ③その他（自転車通行ルール・マナーの啓発、路上等障害物による通行の障害の防止、災害時を想定した高齢者、障害者等への支援や対応の充実）

#### (2) 目黒区（令和4年3月策定）

##### 「心のバリアフリーの推進」

- ①施設設置管理者による職員などへの教育及び利用者への介助支援の実施
- ②区民への教育啓発事業の推進
- ③子どもへの教育啓発事業の推進

#### (3) 大田区（令和2年3月策定）

##### 「一人ひとりが移動等円滑化の環境づくりを支えるために」

- ・心のバリアフリーなど、区民の協力による取り組みを進める
- ・事業者等によるソフト的な取り組みを促進

#### (4) 世田谷区（令和5年6月策定）

##### 「情報のバリアフリーの促進」

- ①事前の情報収集の円滑化
- ②現地での情報提供
- ③情報保障の充実

##### 「心のバリアフリーの促進」

- ・福祉領域や、インクルーシブ教育の推進に向け、障害理解教育などに取り組む教育領域等、関連する所管と連携

## 4. ソフト施策に関連する課題

### (1) 葛飾区の行政計画等

#### ① 教育分野との連携

- ・葛飾区のそれぞれの行政計画において、「障害への理解促進」「交流」というキーワードの事業や取組が複数掲げられていますが、他の自治体で見られるような子どもを対象にした取組みや学校教育との連携については大きく挙げられておりません。
- ・学校現場における、教育・啓発活動や、障害のある方との交流等によって、「心のバリアフリー」を子どもの頃から育み、社会を担う大人になったときに自然と実践できる人づくりが重要と考えられます。更に子どもたちを通してその保護者や関係者自身の理解を促進することで、結果として社会全体の「心のバリアフリー」の促進につながると考えられます。

#### ② DXの推進

- ・近年、スマートフォンの普及やネットワークの高速化など、急速なデジタル化の進展により社会生活環境は大きく変化しています。行政手続きのオンライン化の更なる推進、窓口におけるコミュニケーションの補助、案内誘導の補助などにおいて、デジタル技術を活用したDXの推進により、手続きや移動のバリアを減らすことにもつながると考えられます。

#### ③ 情報のバリアフリー化

- ・バリアフリーに関する情報はホームページや紙媒体、街中のサインなどの様々な方法により案内されています。ただし、区民が自ら調べても必要な情報を見つけられない、その情報が真に必要な情報ではないといった情報が正確に伝わらないことにより、情報のバリアや障害への理解促進が不十分な状況などが生まれていると考えられます。②DXの推進も含め、誰にとってもわかりやすく正確な情報の伝達に努めることにより、移動等の円滑化と心のバリアフリーの促進につながると考えられます。

### (2) 令和4年度ヒアリング・アンケート調査

#### ① バス・鉄道事業者

- ・事業者によるソフト面の取組として、情報提供の実施や駅係員や運転手を対象とした教育訓練を実施している回答がありました。一方で、事業者や駅の違いによって対応が異なるといった点が利用者からの課題として挙げられています。

#### ② 建築物

- ・民間施設と区施設問わず、多くの人々が利用する施設においても、情報提供や施設職員等への十分な教育訓練が実施されていない状況があります。

#### ③ 道路

- ・歩道上や店前の放置自転車、路上看板などが歩道や路側帯の有効幅員を狭め、通行の妨げになっています。

#### ④ ソフト施策に関する区取組

- ・区民向け講演会やホームページ、パンフレットによるバリアフリーに関する情報提供等を行っていますが、アンケート調査からは障害への理解促進が不十分という意見が出ており、「心のバリアフリー」の理解増進や啓発が課題となっています。

### (3) 令和5年度 まち歩き調査の実施結果（再掲）

#### ① マナー向上

- ・自転車や路上看板などが歩道や路側帯、商店街で通行の妨げになっていることや、視覚障害者誘導用ブロック上に自転車が駐輪されている状況が確認され、マナーの悪さに関する指摘がありました。



#### ② 障害の種類や特性に基づいた配慮や気づかい

- ・車椅子利用者は、店舗の商品棚や駅の券売機のタッチパネルやボタンに届かない、施設までのスロープの傾斜が急であるといった、障害種別の特性や状況等に対するきめ細かな配慮の不足や気づかいが足りていないことによってバリアが生じているという意見がありました。



#### ③ 情報提供の分かりづらさ

- ・施設において、区役所内のバリアフリースペースにおける機能の設置状況、窓口の手話対応や駅の昇降機などが整備されているといった状況にあるものの、「施設の整備状況が分かりづらい」「情報提供が不足している」といった意見が複数の施設で挙げられました。
- ・また、車椅子利用者用駐車スペースにおいても、車椅子を使用している方以外の高齢者や妊産婦等の歩行が困難な方でも利用しやすいように、誰にでも分かりやすい案内サインの充実を求める意見もありました。



区役所の福祉総合窓口において、耳マークが端に小さく設置されていて分かりづらいという意見がありました。



## 5. 葛飾区におけるソフト施策の課題のまとめ

### (1) 心のバリアフリー（教育・啓発・マナー）

- ・既存の行政計画においても「障害への理解の促進」に関する記載があるものの、過年度に実施されたアンケート調査からは、「障害への理解促進が不十分である」という意見が出ており「障害の社会モデル」に基づく「心のバリアフリー」の普及、理解と啓発が課題と考えられます。
- ・そのため、誰もが障害の特性や状況を理解しコミュニケーションが取れ、マナーが行き届いた社会を目指すための一歩として、福祉分野や教育分野と連携し子どもたちへの教育・啓発活動の実施・充実を図ることが課題と考えられます。
- ・また、民間事業者を含む生活関連施設の職員や関係者に対しても、接遇等に係る教育訓練の充実や、コミュニケーションツールの導入といった教育や啓発活動の実施・促進も重要な課題と考えられます。

### (2) 情報のバリアフリー

- ・施設内の情報提供として、障害の特性（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害など）を前提とし多様な利用者を配慮した適切な案内サインの設置や、施設の整備状況に関する事前の情報提供の方法が課題と考えられます。
- ・既設の施設においても、情報案内板の配置や ICT を活用した情報提供施設の設置など、利用者の視点に寄り添った分かりやすい配置や案内方法を工夫し、ハード整備と連携した一体的な情報提供の配慮も大切な課題と考えられます。
- ・また、近年のスマートフォン等の急速な普及により、インターネットは高齢者・障害のある方等にとっても重要な情報入手の手段であり、社会生活への参画という面においても大きな役割を持っています。すべての人々にとって利用しやすく分かりやすい情報へのアクセスのために、ホームページの企画・設計時における配慮や、バリアフリーに関連する情報（施設整備やサポートの状況、啓発コンテンツの更新・充実等）の掲載方法も課題と考えられます。

# 区民検討部会及び事業者検討部会への参加・協力のお願い

## 1. 区民検討部会及び事業者検討部会の概要

移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」）の検討体制は、策定協議会を中心に庁内検討部会、区民検討部会、事業者検討部会が協議・調整、合意形成を図りながら策定を進めます。

区民検討部会は、施設を利用する高齢者・障害のある方、子育て中の方等の意見を反映した促進方針を検討するため、会議にてまち歩き調査で確認した課題や促進方針の方向性の確認を行い、その意見を策定協議会に報告する部会です。

事業者検討部会は、整備・運用する施設設置管理者・交通事業者等の確認・調整を踏まえた促進方針を検討するため、会議にて、バリアフリー化における課題への対応の検討・調整、促進方針の方向性の確認を行い、その結果を策定協議会に報告する部会です。

両検討部会ともに、策定協議会に参加して頂いている委員及びその団体の中から参加・協力頂ける方で構成する組織です。

以下に、区民検討部会及び事業者検討部会の関係図と各組織の構成員・会議の内容を示します。

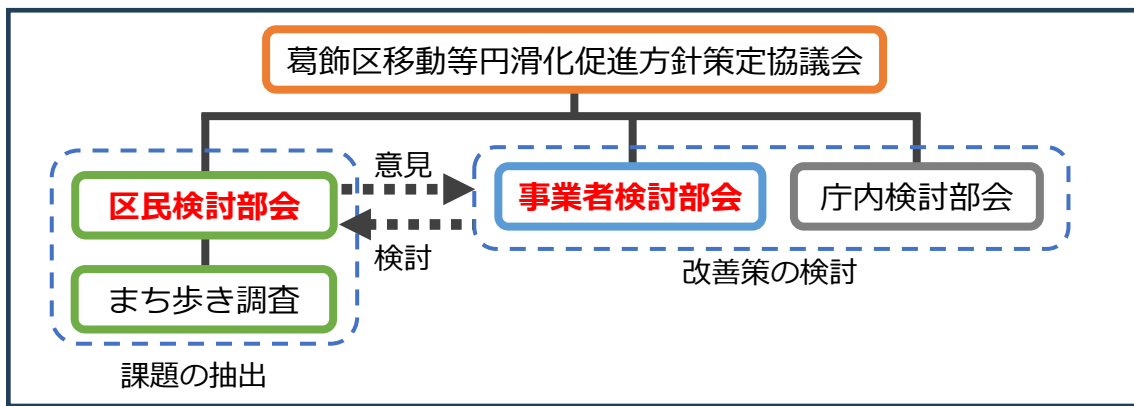
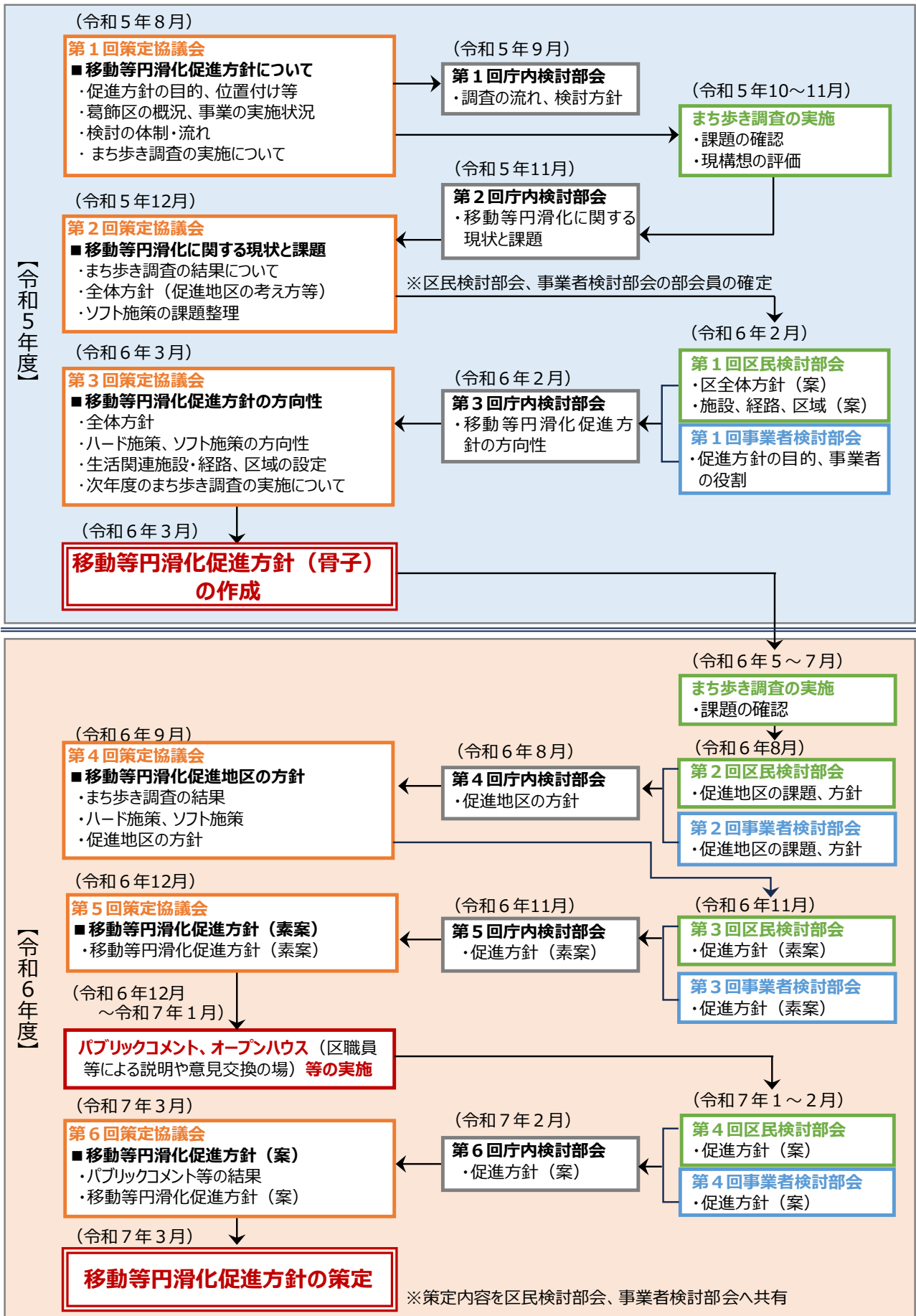


図 検討体制の関係図

表 各組織の構成員と会議の内容

組織	構成員	会議の内容
区民検討部会	策定協議会に参加している高齢者・障害のある方、子育て中の方等の団体でご協力頂ける方（各団体から複数名を募集）	事務局の作成するまち歩き調査で確認した課題や促進方針の方向性について、意見交換を行います。 第1回の会議では、促進方針の基本的な方針や対象とする施設、経路、区域について確認します。
事業者検討部会	策定協議会の施設設置管理者（公共交通、道路、公園）、交通管理者。生活関連施設（建物）の管理者は今後の検討が進む中で、必要に応じて参加を依頼。	事務局の作成するバリアフリー化における課題への対応の検討・調整や促進方針の方向性の確認を行います。 第1回の会議では、促進方針の基本的な方針や対象とする施設、経路、区域について確認します。

以下に促進方針の策定までの流れを示します。前回策定協議会で示した流れに、令和6年度の8月に第2回区民検討部会及び事業者検討部会を加えました。



## 2. 区民検討部会への参加・協力のお願い

移動等円滑化促進方針の案を作成する際には、利用者及び当事者の方の意見をお聞きして、その内容を反映して検討し、策定協議会での検討に生かすことが重要と考えています。

つきましては、高齢者、障害のある方、子育て中の方を含む区民の皆様へ、意見を収集・確認する場である区民検討部会へのご参加・ご協力をお願いいたします。

策定協議会に参加・協力いただいている委員のほか、各委員の皆様が所属する団体の中で、ご参加・ご協力頂ける方がおられましたら、下記連絡先の担当者までご連絡頂きたく、お願いいたします。

### 【協力の依頼内容】

#### ○ご協力頂きたい方

策定協議会の各開催前のタイミングで、区民検討部会を開催します。会議に出席し、バリアフリーに関して課題の抽出や改善策の提案、促進方針の方向性等について、意見交換のできる方のご協力をお願いいたします。

#### ○ご協力頂きたい人数

各団体におかれましては、1～2名のご協力をお願いします。

#### ○開催時期と意見交換の内容（案）

	開催時期	主な意見交換の内容
第1回	令和6年2月中旬頃	基本的な方針や生活関連経路・施設、促進地区について
第2回	令和6年8月頃	令和6年度まち歩き調査の結果、促進地区の方針について
第3回	令和6年11月頃	移動等円滑化促進方針（素案）について
第4回	令和7年1～2月	移動等円滑化促進方針（案）について

※会議は2時間程度を予定し、場所は区役所やその他公共施設の会議室を予定しています。

### 【参加連絡票について】

○ご協力頂ける方のお名前、住所・電話番号・メールアドレス<sup>※</sup>、所属団体、ご自身の状況をご記入の上、下記提出先まで、連絡票の内容をメール又は連絡票をFAXで送付をお願いいたします。

<sup>※</sup>連絡事項のご案内等の必要があるため、住所・電話番号もお教えてください

### 【提出締切】

○第1回開催の都合から、令和6年1月23日（火）までにご提出をお願いいたします

### 【提出先】

業務委託会社：セントラルコンサルタント株式会社 東京事業本部計画部：山口、<sup>わしお</sup>鷺尾

TEL: 03-3532-8039（直通） FAX: 03-3532-8027

メールアドレス：katsushika-bf@central-con.co.jp



## 区民検討部会 参加連絡票

この度は葛飾区移動等円滑化促進方針〈区民検討部会〉にご協力頂きまして、誠にありがとうございます。

区民検討部会の連絡事項のご案内等の必要があるため、住所・電話番号・メールアドレスもお教えください。

この個人情報は、区民検討部会の実施以外の目的では使用いたしませんので、ご承諾くださいますようお願い申し上げます。

※下記提出先まで、本用紙の内容をメール又は本用紙を FAX で送付をお願いいたします。

### 1. ご協力頂ける方のお名前、連絡先

1) 氏名 : \_\_\_\_\_

2) 住所 : \_\_\_\_\_

3) 電話 : \_\_\_\_\_

4) メールアドレス : \_\_\_\_\_

### 2. 所属する団体名

1) 団体名 : \_\_\_\_\_

### 3. ご自身の状況 (①高齢の方、②障害をお持ちの方、③子育て中の方のうちのいずれか)

1) 状況 (番号でも構いません) : \_\_\_\_\_

2) 障害をお持ちの方 (②の方) は、障害の種別をお教えください :

\_\_\_\_\_

3) その他、事務局で用意・準備等が必要な事項がありましたお教えください

\_\_\_\_\_

#### 【参加連絡票の提出先】

業務委託会社 : セントラルコンサルタント株式会社 東京事業本部計画部 : 山口、わしお鷺尾

TEL: 03-3532-8039 (直通)

FAX: 03-3532-8027

メールアドレス : katsushika-bf@central-con.co.jp

【事務局】 葛飾区 都市整備部 調整課 事業調整担当係 小林・川島

### 3. 事業者検討部会への参加・協力のお願い

移動等円滑化促進方針の策定にあたっては、施設設置管理者及び事業者の皆様にはバリアフリー施設・設備を整備・運用する立場から、意見・課題への対応の検討・調整、促進方針の方向性の確認等を行って頂きながら検討、策定協議会での検討に生かすことが重要と考えています。

つきましては、策定協議会に参加頂いている施設設置管理者（公共交通事業者、道路管理者、公園管理者）、交通管理者の各組織の皆様に、課題への対応の検討・調整、方向性の確認を行う場である事業者検討部会へのご参加・ご協力をお願いいたします。

事業者検討部会に参加頂く方は、策定協議会委員でなくても構いません。事業者検討部会での検討内容をご自身の組織へお持ち帰り頂き、組織内で共有して頂くことをお願いいたします。

各組織の中で、ご参加・ご協力頂ける方がおられましたら、下記連絡先の担当者までご連絡頂きたく、お願いいたします。

#### 【協力の依頼内容】

##### ○事業者検討部会の内容

策定協議会の開催に先立ち、事務局にて作成した検討内容（意見・課題への対応や促進方針の方向性）について確認して頂き、修正事項や追加事項に関する討議を行うことを予定しています。

##### ○開催時期と主な会議内容（案）

	開催時期	主な会議内容
第1回	令和6年2月中旬頃	基本的な方針や生活関連経路・施設、促進地区について
第2回	令和6年8月頃	令和6年度まち歩き調査の結果、促進地区の方針について
第3回	令和6年11月頃	移動等円滑化促進方針（素案）について
第4回	令和7年1～2月	移動等円滑化促進方針（案）について

※第1回事業者検討部会は第3回策定協議会に諮る内容についての事前確認をお願いすることを予定しており、書面開催による照会の形式となる場合があります。

※会議への参加者については、議論の内容に応じて他の事業者（建物の施設管理者）にも参加をお願いする場合があります。

#### 【参加連絡票について】

○ご参加頂ける方のお名前、組織・会社名、所属・役職、連絡先（電話番号）、メールアドレスについて、下記提出先まで、メール又は連絡票をFAXで送付をお願いいたします。

#### 【提出締切】

○第1回開催の都合から、令和6年1月23日（火）までにご提出をお願いいたします

#### 【提出先】

業務委託会社：セントラルコンサルタント株式会社 東京事業本部計画部：山口、<sup>わしお</sup>鷺尾

TEL: 03-3532-8039（直通） FAX: 03-3532-8027

メールアドレス：katsushika-bf@central-con.co.jp

## 事業者検討部会 参加連絡票

この度は葛飾区移動等円滑化促進方針〈事業者検討部会〉にご協力頂きまして、誠にありがとうございます。

以下の項目をご記入のうえ、下記提出先まで、本用紙の内容をメール又は本用紙を FAX で送付をお願いいたします。

1. ご協力頂ける方のお名前、組織・会社名、所属・役職、連絡先（電話番号）、メールアドレス

1) 氏名： \_\_\_\_\_

2) 組織・会社名： \_\_\_\_\_

3) 所属・役職： \_\_\_\_\_

4) 電話： \_\_\_\_\_

5) メールアドレス： \_\_\_\_\_

3. その他、事務局に連絡事項がありましたらご記入ください。

### 【参加連絡票の提出先】

業務委託会社：セントラルコンサルタント株式会社東京事業本部計画部：山口、わしお鷲尾

TEL: 03-3532-8039 (直通)

FAX: 03-3532-8027

メールアドレス：katsushika-bf@central-con.co.jp

【事務局】葛飾区 都市整備部 調整課 事業調整担当係 小林・川島

## 令和 5 年度 第 1 回葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会

日時：令和 5 年 8 月 31 日（木）14 時 00 分～16 時 10 分

場所：ウィメンズパル 多目的ホール

出席：藤井委員、菅野委員、住谷委員、根本委員、那須委員、日比野委員、三木委員、恩田委員、相川委員、細谷委員、西門委員、石戸委員、瀬尾委員、林委員、久野委員、渡辺委員、福本委員、榎本委員、山中委員、小池委員、池田委員、徳差委員、山口委員、中村委員、宮之前委員、荻原委員、千葉委員、吉本委員、坂井委員、橋口委員、長谷川委員、情野委員、長南委員、新井委員、鈴木委員、吉田委員、今井委員、泉山委員、佐々木委員

(Web 参加：島田委員、浅川委員、正能委員、島ノ江委員、多田委員、杉田委員、武山委員)

(欠席：櫻井委員、染谷委員（松本氏代理出席）、山下委員（須藤氏代理出席）、

岩下委員（高野氏代理 Web 出席）、五十嵐委員、土門委員（青木氏代理出席）、中島委員)

事務局：調整課 石合課長、小林係長、川島主査

セントラルコンサルタント株式会社 山口、鷺尾、岡田

傍聴：なし

議事：

### 1. 開会

事務局：初めに、事前に郵送させていただいております会議資料の確認をさせていただきます。なお、本日も自宅にお忘れという方がいらっしゃいましたら、予備の資料がございますので、お手をお挙げください。よろしいでしょうか。

それではお手元の次第に記載の通り、「次第」、「委員名簿・席次表」、「資料 1 葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱」、「資料 2 葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会傍聴要領（案）」、「資料 3 移動等円滑化促進方針とは」、「資料 4 葛飾区のこれまでの取組と現状」、「資料 5 今後の検討の進め方」、「資料 6 葛飾区移動等円滑化促進方針策定庁内検討部会設置要領（案）」を配布してまいります。

また、本日職員以外の委員の皆様には、委嘱状も机の上に置かせていただいております。オンライン出席の委員の方には、後日郵送させていただきます。不足がございます場合には、お申し出ください。よろしいでしょうか。

本日は 16 時までの予定としております。時間に限りがございます。ご協力お願いいたします。

なお、会議の記録を作成する関係上、録音と撮影をさせていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。「1. 開会」にあたりまして、区長よりご挨拶を申し上げます。

区長：皆さん、こんにちは。大変暑い日が続きますし、またお忙しい中を皆様方にはお集まりいただきました。本当にありがとうございます。

今回の移動を円滑化するための方針・指針を定めるということは、大変重要なことでございます。また、またがる分野も大変幅広くございますので、今回それぞれの分野から 53 名ということで、二列に



なってしまいましたけれどもお集まりいただきました。本当にありがとうございます。

そして今、葛飾区は人口が46万6000人を超えました。毎年このところは3000人ぐらいつづ増えている状況であります。コロナの時に一時、外国人の方がちょっと一気に減った時期があったのですが、その後はまた増えている状況でございます。一方でその中で、高齢者の皆さんの数も今25%にも達しようとしております。そして団塊の世代の方が75歳ぐらいになっているわけでありまして、100歳を超える方も約200人ぐらいいらっしゃるような状況になっております。

もちろん障害を持たれている方も社会の中で、いきいきと暮らすための状況を作らなければなりません。そうした状況に適切に対応していくためには、やはり移動をすることについて、円滑に取り組む、もちろん道路の問題や交通機関の問題、いろんなことがあるわけです。建物の作り方、よくバリアフリーと言われますけども、そうしたこともしっかり進めていかなければならないと思います。これまで、そういった取り組みを着実にやってはまいりましたが、ハードの面で言えば、しっかりやったつもりが、必ずしもそうではなかったということも、たくさんございます。そうしたことに對して、きちんと現場のご意見を聞き、これからよりすばらしい仕組みといいますか、環境づくりであったり交通づくりということも進めていかなければいけないと思います。

実は私、5月にアキレス腱を切りまして、今は全然大丈夫なんですけども、やっぱりそういう状態になりますと、正直バリアフリーについてとても強く感じる場所があります。全く段差がないところでも気をつけるんですけど、ちょっと段差がある所、階段、手すりのこと、いろんなことが結構気になるんです。それはやっぱり普段は気がつかないこともたくさんございます。そうしたことについて、今日は関係者の皆さんいろんな団体の皆さんがお見えですから、しっかりとご意見をいただいて進めていきたいと思っています。

一方で、今私のアキレス腱を切った話をさせていただきましたけども、そういったときにもなかなか障害を持たれている方、高齢者に対する、よく最近では心のバリアフリーなんて言いますが、そういったことへの配慮とか考え、そういったこともなかなか難しいことだということ、とても強く感じました。自分になってみると初めて分かるわけでありまして、そうしたことを、いろんな状況の中でしっかりと把握をして、多くの区民の皆さんが、心のバリアフリーについて理解をさせていただいて助け合って、多くの高齢者、障害者の皆さんが社会生活を円滑にできるようにしていくことがとても大事だろうというふうに思っています。ハードの面での整備もとても大事です。これが大前提ですけども、プラス心のバリアフリーということもいろんな形で区民の皆さんに知っていただくための、そして皆さんが理解をしたうえで、助け合う体制、こういったものを作っていくことが大切だと思いますので、今回の検討の中ではそうしたことも含めて幅広く検討いただいて取りまとめたいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

今回の皆様方のお願いをしている任期につきましては、これから約1年半、令和7年、再来年の3月までということになっておりますので、その期間にしっかりとまとめていただきまして、それをもろもろ今現在もいろんなバリアフリー施策を進めておりますけども、そこに随時活かして、より住みやすい町、全ての区民が表に出て活動できる町をつくるために努力をしてみたいと思いますので、よろしく願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

**事務局**：ありがとうございました。区長はこの後公務がございますので申し訳ございませんが、ここで退

席をさせていただきます。

(区長 退席)

**事務局**：ここで本日、オンラインによる会議を併用しての開催にあたりまして、初めに若干注意事項を申し上げさせていただきます。会場にお越しいただいている委員様は、オンラインでの出席の委員さんにも聞こえますよう、ゆっくり、はっきりと発言をお願いいたします。

オンラインで出席の委員様は、発言するとき以外はマイクをミュートとして、発言するときのみ「手を挙げる」ボタンを押して、カメラに向かって実際に手を挙げていただき、ミュートを解除してご発言をお願いいたします。よろしくお願いをいたします。

## 2. 委員紹介

**事務局**：それでは続きまして、次第の「2. 委員紹介」に移らせていただきます。委員名簿の上から順にマイクをお渡しいたしますので、自己紹介をお願いいたします。席次表も併せてご覧ください。なお、オンライン参加の委員の皆様のマイクをミュートにさせていただき、名簿の順に従いまして自己紹介をお願い申し上げます。

(各委員の自己紹介)

## 3. 会長・副会長選出・挨拶

**事務局**：続きまして、次第の3に移らせていただきたいと思います。会長・副会長の選出とご挨拶でございます。「資料1 葛飾区移動円滑化促進方針策定協議会設置要綱」の要点を御説明させていただきます。

まず第1条から2条について、策定協議会の設置等の所掌事項として、いわゆるバリアフリー法第24条の2の規定に基づき設置し、葛飾区移動等円滑化促進方針の策定に関する事項を検討し、結果を区長に報告することとしております。

第3条の委員の構成は別表の通りとして、第4条の委員の任期は令和5年8月1日から令和7年3月31日としてございます。

次に第5条、会長および副会長は各1名とし、会長は委員の互選により学識経験者委員から定め、副会長は会長が指名することとしてございます。

第8条では、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定めることとしておりまして、資料5の庁内検討部会設置要領(案)やこの他の部会設置、会議の公開に関する事などが該当するものと考えてございます。

それでは、ここで、会長の選出に移りたいと思います。会長の選出につきましては要綱第5条に基づき協議会の委員さんの互選でございます。ご意見ご提案がございましたらお願いをいたします。

はい、委員、どうぞ。

**委員**：互選ということですが、私から推薦させていただきたいと思います。私としては、委員を推薦したいと思います。委員は、他都市でのバリアフリーや地域交通に関わる経験と見識が豊富でおられますので、今回の協議会において、取りまとめを行う会長として最適ではないかと思えます。

**事務局**：ありがとうございます。ただいま会長のご推薦を頂きましたが、他に意見はございますでしょうか。

他にご意見がございませんでしたら、委員に会長をお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

(会場全体から拍手)

**事務局**：ありがとうございます。それでは委員には会長席にお移りいただきまして、会長の職の就任をお願いしたいと存じます。

それでは会長が決定いたしましたので、この後の協議会の運営を会長をお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いいたします。

(会長が会場前方の会長席に移動)

**会長**：ただいま会長職を仰せつかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

今、ご紹介の中に他都市での取り組みというお話も合ったのですが、バリアフリーの会議の参加、23区の中では、今回区としては4番手という形になります。あと、キャンパスが千葉県にございますので、千葉市周辺含めていろんな自治体と関わらせていただいております。その中でバリアフリー経験があるといいましても、やはり都市ごとにまた、地域、地勢、歴史いろいろ異なる中で、バリアフリーで対応すべきことは、本当に様々違ってまいります。ですので、改めてその都市に合った形の何が求められているのかということ、皆様方からいろいろご意見を賜りながら、私自身も勉強していきながら、いい結果に結びつくような形でまとめてまいりたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

(会場全体から拍手)

**会長**：まずこれから会長の職務代理ということで副会長を選出させていただきたいと思えます。会長からの指名ということで、葛飾区の社会福祉協議会におきましても、ご活躍されている委員をお願いしたいと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(会場全体から拍手)

**会長**：先生お願いしてよろしゅうございますね。席の方移動していただいております。

(副会長が会場前方の副会長席に移動)

**会長**：それでは委員にはご苦勞をおかけしますが、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは就任にあたってご挨拶いただければと思います。

**副会長**：私の専門は地域福祉ということで、先ほどご紹介もいただきました葛飾区社会福祉協議会のほうで、もう今から10数年前になりますけども、民生委員さんの調査、町内自治会長さんの調査、地域支援活動の調査をさせていただいておりました。実は東京に来ましたのは、この4月からでありまして、3月までは岩手県に11年ほど勤めておりました。ですので、東京の状況あるいは葛飾の状況というのは、浦島太郎状態というようなところもあろうかと思ひます。今回ご縁がありまして、この集まりに参加させていただくことになりました。地域福祉という住民が自分たちの住む地域の様々な福祉課題を行政任せにするのではなく、自分たちの手で、自分たちの地域をより良い町にしていく、より住みやすい地域にしていく。これに取り組む自治体、これが地域福祉ということになります。このバリアフリーという問題とも非常に深い関わりがあるのかなというふうには思ひますが、私自身どこまで力を尽くせるかわかりませんが、微力ながら協議会の運営に尽力してまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(会場全体から拍手)

**会長**：どうもありがとうございました。

それでは、議題の方に入らせていただきたいと思います。議題の1番目でございます。移動等円滑化促進についてということで、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

#### 4. 葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会傍聴要領について

**事務局**：まず最初に、「資料2 葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会傍聴要領(案)」をご覧ください。

この傍聴要領(案)の第2条では、会議を公開いたしますということにしておりますが、公開により適正かつ適切な審議を妨げる恐れがある場合は、協議会に諮り、会議の全部または一部を非公開とすることができるとしてございます。

第3条では、協議会傍聴の周知として、協議会開催の都度「広報かつしか」に掲載する等の周知を行うこととしてございます。

第4条では、傍聴人の定員を会議ごとに委員長が定めることとし、第5条から第11条までで、傍聴者が守るべき事項などを規定し、規定に違反する場合には、会長が退室を命じることができる、としてございます。

また、第14条では、この要領に定める以外に必要な事項は会長が定めることとなっております。

資料2の傍聴要領の説明は以上でございます。

**会長**：それでは、傍聴要領でございますが、事務局の説明の案の通りでよろしゅうございますでしょうか。

(意見無し)



会長：異議はないようですので、こちらで進めてまいりたいと思います。

それでは本日、傍聴希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局：今日はいらっしゃいません。

会長：それでは、次回以降という形で、定員などについてもその都度確認してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 5. 議題

会長：それでは、次第の「5. 議題」につきまして、事務局よりご説明よろしくお願いいたします。

### (1) 移動等円滑化促進方針について

(事務局 資料3を説明)

会長：どうもありがとうございました。

手話通訳の方、今の事務局の説明は速度として大丈夫そうですか。

(手話通訳より問題ない旨を回答)

会長：では、皆様方、今ぐらいの事務局のご発言の速度で発言していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

ただいま説明がございました移動等円滑化という、移動そのものにも着目はしてはいますけれども、バリアフリーを非常に幅広く捉え、ハードとソフトといった両面の中から取り組みを進める。そういうことで今回53の委員の皆様方にお集まりいただいているように、幅広い分野にわたる、そのバリアといったものをどういう形で解消していくのか、あるいはその差といったものを減らしていくのか、さらに地域的な形の中で問題箇所といったものを特定しながら、その改善の方向性を一緒になって見つけて改善するとか、その辺のところを計画という形でマスタープランという形で位置づけて、全区にわたるんだというのが一つのキーワードになってまいります。そういった中で、この葛飾区そのものが地区別にどういう特徴を持っているかということもあわせながら、鉄道あるいはバス、タクシーを含めた交通移動を含めて、さらに商業活動等をしているような人たちも、生活関連施設と言われているようなものも含めてどう繋がるかといったところも一つのキーワードになります。さらに繋がるうえでの人としても、このバリアフリーの概念の中の心のバリアフリーという、その相互理解を深めていく、その辺のところは非常にハードルが高く掲げられている計画づくりをこれからしようというところでございます。

その辺の方向性につきまして、過去の事例ということも含めてご紹介いたしました。これから少し非常にもう概念的にちょっとわかりにくいところもございますので、皆様方でご質問等ございましたら承りまして、事務局の方からさらに追加で説明いたしますが、いかがでございましょうか。

促進方針という形で、「これからやるぞ」というところですので、そこを理解していただければよろ

しいかなと思いますので、皆様、よろしゅうございますかね。

(意見なし)

**会長**：はい、ありがとうございます。それでは、これからまた次のプロセスで現状についても取組等含めてという形になるのですが、会議トータル2時間ぐらいを予定しております。

途中、少し今回このタイミングで取り上げさせていただいて、改めて議題の2番目の方に移りたいと思いますが、事務局の方で10分ほどの休憩でよろしゅうございますか。

それでは、正面のあちらの時計、44分ぐらいでございますが、55分というところでスタートしたいと思いますので、トイレ休憩等よろしく願いいたします。一時休会とさせていただきます。

(休憩)

## (2) 葛飾区のこれまでの取組と現状について

**会長**：それでは、再開してまいりたいと思います。

それでは続きまして、議題ですね、「葛飾区のこれまでの取組と現状について」ということで事務局よりご説明いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

### (事務局 資料4を説明)

**会長**：どうもありがとうございました。

これからバリアフリーの促進方針といったものを作ろうということで先ほど全体の枠組みの話を行った中で、全区的にこのバリアフリーを取り組んでいくんだという、そこでまずは、これまで平成18年度と23年度バリアフリーの基本構想というところで、重点整備地区という形で3駅を中心としたバリアフリーの取組をやった結果をまずはおさらいしましょうということで、概ね9割、9割超えるものもございまして、その時に指定してきたものの整備が進んできました。ただしそれ以降、ソフト対策に対する基準、ガイドラインが変わるとかですね、そういった形の中でこの促進方針の中にはハードとソフトの両面から検討していかなくちゃいけない。それにあって、現状の全区的な問題は何だろうかということいろいろな視点に基づいて、利用者の方々、あるいは区民の皆様方からお声をいただいて、課題を抽出してきたと、こういった中でこれをベースにして今後どのような形で促進方針といったものを位置づけていくかということを考えていく形になりますので、皆様方がお気づきになった課題、あるいは問題点、あるいは認識がちょっと違うんじゃないかという点も含めて結構でございます。お気づきの点があればご意見ご質問等いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

**委員**：7ページの(4)障害者数の①身体障害者手帳所持者数についてですが、過去10年間の推移を見ると減少傾向にあると書かれていますが、これは平成26年4月から心臓機能障害（ペースメーカー）と肢体不自由（人工関節、人工骨頭）の方が医療技術の進歩により、障害認定基準の見直しがされたので、これに起因することも大きいと思います。

バリアフリーが整えば、障害の方だけでなく、高齢の方で車椅子を使用する方の外出の機会も増えると思います。

10年ぐらい前でしょうか、山手線ホームにエレベーターが整備された JR 上野駅に車椅子の娘と私は駅員さんの介助を受けて電車を降りました。駅員さんに誘導されて、改札階行きエレベーターの前に着くと、ベビーカーの方が5、6人並ばれていました。エレベーターにはベビーカーが1台ずつしか乗ることができず、駅員さんと一緒に順番が来るのを待ちました。駅員さんは皆さん必要な方ですからと話されていましたが、お忙しい駅員さんが一緒に待ってくださっていましたので、とても恐縮いたしました。

会には就労されている車椅子利用者もおり、通勤の大変さの声が寄せられています。また、また重度重複障害の方、医療的ケアのある方は、車椅子は大型でもあります。

バリアフリーに関する様々な整備を計画される際にご配慮いただけますようお願いいたします。

**会長：**どうもありがとうございます。

今お話があったように、利用施設がかなり限定されているので、結構バツティングする、集中すると非常によくあることでございます。

さらに今、使用する装具あるいは器具、それによっても全然対応が違う。自走式なもの、手動式のもの、こういったものでも機械そのものの運用が違ってまいりますので、乗り越えられるところ、あるいは車輪の幅の大小によっても、通行のしやすさが変わってきますので、そういった面では、器具・装具にも配慮した形のバリアフリーの対応といったこういったところもぜひ視点として持っていただきたいということです。これから具体的な検討のときにですね、今のご指摘のところを事務局で組み込んでいただければと思います。

**委員：**毎日、私どもの方に要望が寄せられている件で、健康のことでございます。何かといいますと、たばこの害ということで、特に駅周辺で通学しているお子さんたち、児童生徒さんのご父兄から、たばこの煙が駅周辺で喫煙所から臭ってくるということが、私ども区役所の方に、毎日区民の方から寄せられております。

私ども、錦糸町、渋谷、新橋、また羽田空港等にも喫煙所を見に行きましたけども、羽田空港ですとボックス式のスモーキングボックスがあったり、渋谷では箱型の外に漏れないような喫煙所があったりということで、葛飾区も今、亀有の駅前に箱型の外に煙が漏れないようなものを作っているところです。

私自身は亀有に住んでいるんですけども、亀有の JR の駅の公衆トイレに入りますと、喫煙所は駅から出て、リリオパークの公園の所にありますと、トイレのところに書いてあるので、多分トイレで用を足した方は、そういった公園の方に行くと思うんですけども、ぜひですね、今日、交通管理者の方も来ていただいて、商店街の方にもこれはお願いしなければいけないんですけども、室内でも喫煙ができるような場所を作っていただきたいなというのと、できれば駅の中にもバリアフリーをするときには、そういった喫煙コーナーを作っていただけると、駅を降りて、たばこを吸う方は一服したくなるというのが常でございますので、ぜひともその辺のところ、健康の上からですけども、心のバリアフリーということで、この中にも吟味していただけるとありがたいと思います。

**会長：**事務局もこれからといったところでございますが、たばこ、煙といったところ、非常に大きな問題かもしれません。

私どもの大学でも、校舎では限られた10分の休み時間の時に学生たちがぱっと出てくる、ボックスが用意してあっても溢れて道路にも出てしまう。

また、一般の人たちがまたそこを活用するという、非常に大きな問題があって、一つの施設で言っても、どう設置していいのか難しいというところがございます。ですので、交通の事業者さん、あるいは民間の施設さん、そういったところも含めて、人の動線の中でどういう形でそのバリアフリーといった側面で煙といったような問題も一緒になってどうやって考えられるのか、その辺も少し課題として事務局の中でご検討いただくとありがたいかなと。

通常のバリアフリーの中では、その煙の問題というのは入ってこないのですが、動線の中で不愉快な状況、健康被害に直結をする、あるいは子どもとか車椅子の方が利用されている時も、手持ちでたばこの火をつけていると顔に当たるといって、こういったところも結構出てきておりますので、その辺の問題意識を持って踏み込んでいただければありがたいかなと思います。

**委員：**バスの乗降口といいますか、バスのステップはノンステップバスになっているのでいいんですけども、バスのステップから道路までの高さが歩道のある所、ない所、バス停によって全然違うんですよ。ですからバスのステップから道路までの距離と高さを、ある程度統一できるように道路の改修とか考慮に入れていただけたらというふうに思っております。

バス停によってはステップから道路までかなり距離がある。私も2年ぐらい前にちょっと足をくじいたことがあるんですけども、そういうこともあるので、一つどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

**会長：**要望としてということで、バスの場合ニーリングという形で車体を下げたりとかしながら、できるだけ乗りやすい仕組みにするんですが、道路の構造と、あるいは接近させる時の向き、こういったところによっても対応できる場所とできない場所があるので、そういったところも含めて、これからのまち歩き点検とかそういった形で地域に入る形になりますので、重要な拠点といった箇所を中心にバリアフリーの対応がどうバスの乗り方といったところに繋がってくるか、ぜひ事務局の方で検討してもらえればと思います。

**委員：**点字ブロックで自転車ごと転んだ人とか、点字ブロックで骨折した人、つまりいて隣のビルに顔面ごと衝突したっていう、点字ブロックで雨の日だったか晴れの日だったかわからないんですけど、私も車椅子に乗ってまして、点字ブロックでがたがたしちゃって危ないなということがよくあります。もうちょっと改良してもらえたらと思ひます。

タクシーの乗車拒否なんですけど、車椅子と一緒にいるとタクシーがスルーしちゃって、旦那さんだけ車に乗せてもらって、障害で車椅子の方は乗せてもらえなかったということがありまして、私も前に一回、母親と車椅子で出かけようとしたら、なかなかやっぱりタクシーが止まってくれなくて、苦労した覚えがあります。

**会長：**他の自治体で私が関係したところでも、車椅子とタクシーというのが出てくるのですが、その際にこのユニバーサルデザインタクシーっていうジャパンタクシーですね、こちらの場合には車椅子も乗車できる、タクシーのドライバーも乗降介助できると、そういう形になっているんですが、どこでお乗せできるかというところ、一般の路上ではなかなか難しいですね。

スロープ板を出さないといけないということで、道路のところから一車線、車線閉塞して停めない乗降車することができないという場面があって、通常の道路でいると、どうしてもなかなかお止めでき

ないといったところも、タクシー事業者さんからの悩みというところで上がってきています。

それで、他の自治体さんなんかでは、広場であるとかそういったところに、住居地域の中で車の停めやすい場所を一つ優先的に検討しようかとか、そういったところを取り組んでいる例もございますので、たとえばどういった場所でご乗車できるかできないか、そういったところで問題がございましたら、事務局に、この辺でちょっと止めたかったんだとかいうようなことを逆に挙げていただけると、場所とどういった定義をすればいいかがちょっと見えるかな。

あと、点字ブロックは視覚障害者の方が認知できないといけないっていう問題もあるし、ぼこぼこが歩きにくい、あるいは車椅子の衝撃になると、どうしてもこれはトレードオフのような状況が出てくる。

そこで、障害を理解するといったところを両者の中で譲り合って考えなければいけないし、難しさがございます。ですので、その辺を使いやすい場所、こういったところを考えなくちゃいけない。その時に視覚障害者の誘導ブロックが適切な場所に設置されているかが大事で、道路の歩道の中央にそのままドンとやられているとか、あるいはちゃんと建物側の方に沿った形で設置されているとか、あと、歩道の幅員によっても変わってはくるんですが、その問題があった場所もぜひ事務局の方に挙げていただくと、まち歩き調査をする際なんかで、この辺のところ問題が大きくなるねということを気づける場に広がってまいりますので、そういった声をどんどん事務局に挙げていただくとありがたいかなと思います。ぜひそういう形で事務局も受けていただければと思います。

**委員：**私たちの会は、知的と肢体のまじった子供たちをかかえている親の会であります。

医療的ケアという形で、呼吸器や吸引器や医療機器を持って車椅子に乗って移動しているっていう子供たちが沢山いらっしゃいます。その中でバスに乗るとか時間がかかるっていうことと、ハード面とソフト面で言わせていただくと、やっぱりバスも停留所によってはスペースが必要だったりっていうことがあります。

ハード面では、やっぱり医療機器を載せているので、丁寧に扱わなきゃいけないので、時間がかかるという面もあります。そういう部分で先ほどおっしゃった理解をしていただくっていうことも区民の方にとっても大事なことで今お聞きして思って、やっぱり普通に乗車された方は待たなきゃいけないという、待っていただくという方の障害に対して、ちょっと待とうねっていう気持ちがすごい大切だと思うんですけど、なかなかバスの時間通り動かなきゃいけないとか色々な部分で、やっぱりこっちが委縮しながらお願いしながら小さくなりながら乗るっていう状態が結構多いのが現実で、少しずつ地域に理解されて、医療機器を使っている方も普通に生活できるっていうことは、バスに乗ったり電車に乗ったり、タクシーだけじゃなくいろんな移動方法を使えて地域で暮らすっていうことが大事かなと思うので、今回こういう協議会があるということで、地域の皆さんに理解していただければありがたいなと思います。

**会長：**まさにそういうことをこの会の中で丁寧に取り組んでいきたい。ハードとソフトと簡単に言ってしまうとそれで済んでしまうんですが、ソフトの中身を丁寧に組みたくてはいけません。やはり思いの共有といいますか、相互に理解できる社会、そういったものをバリアフリーという一つのキーワードの中でそれぞれ考えていく、理解しあっていく。理解しただけでは駄目で、その次に行動ができるようになっていかなくてはいけませんので、そういったところまで高められるような促進方針を作って、それが事務局の思いだと思いますので、また、ご一緒にいろんな点でご指摘いただければと思います。



**委員：**私が常々感じているのは道路のバリアフリーの件なんですけども、どの道路でもある程度の幅員があれば歩道がついております。ところが、歩道の切れ目に多少の段差があるんですね。スロープにはなっておりますが、まだ2、3センチの段差があるわけです。人間って意外と、高い段差があると気をつけるんですけど、低い段差の時はいつ躓きやすいんですね。

ですから、せっかく道路の歩道の切れ目にスロープをつけていただければ、車道と同じ高さまでスロープをつけていただければ、躓き事故による怪我等を防げるんじゃないかと思っております。それを要望いたしたいと思えます。

**会長：**要望として、こういった声もいろんなところで出てくる案件なんです。その中で、視覚障害者の方にとってみると、その2センチが歩道と車道の境界領域を認知する非常に大事なところになるので、そこをどういう形で意識付けするか、スムーズに移動できるようにするかといったときに、安全配慮して気づかせるか、そういったところも非常に大事になってきますので、歩道でもセミフラットとか、あるいはフラットとか、あるいはマウントアップとかいろんな種類があるので、時代に応じて作られた歩道の種類によっては、すりつけの仕方が変わってきていますから、これから新しく作る場所では、バリアフリーの基準に則った形で整備を進めていく。

その時に、この辺のところ使いにくいよねとか、あるいは、こういったところをこういうふうにしたら具体的に使いやすいんじゃないかってところも、できれば、まち歩き点検とか一緒になって歩いていただいて、ここは大丈夫だ、ここはちょっと問題があるといったところを視覚障害者の方、あるいは車椅子の方、あるいは高齢者の方、あるいは子供たち、いろんな立場の人たちが実際にそこを通ってもらって、問題がどこにあるかということを知っていただければ、そういったようなことも是非、葛飾区のワークショップといったものも、おそらく企画が提案されてまいりますので、是非その場合にもご参加いただいて、お声を発していただけるとありがたいと思えます。引き続きよろしく願いいたします。

**委員：**立石もこれから大きく変わるのであれば、新しく道路の歩道を設置するに当たって、一つよく言われる、私どもの仲間と言われるのは、歩道の中に花壇が変な形で飛び出して来たり、例えば四角かったところが、邪魔になるぐらい突き出てきたり、仲間に言わせれば、花壇っていらぬという人間もいるぐらいで、あと、道路側に植木があるんですが、たまに太い木があると、そこが出っ張っている、ちょっとまっすぐに行けない、ちょっと回って行かなくちゃいけないとか、あとバス停がある時に、無い所と有る所と同じ幅をとっていると、バスに乗る人がその分スペースが取られてしまうので、そこを通過しようとしている人は非常に障害を感じて、要は歩道は車椅子が移動できるすっきりした道に考えてほしいなど、特に幅の広い植木はいらぬというふうに言っている人が何人かいます。

**会長：**新しく作る道路の場合は、有効幅員という形で歩道は2m以上取らなくちゃいけないので、そういう考えでは今あるものから比べるとだいぶ良くなるかなとは思いますが、道路が繋がるといった形から見ると、でこぼこがあったりすると通りにくいといったことはございます。

他の自治体では、実際に基本構想を作った後、あるいは促進計画を作った後、PDCAという形でぐるぐる計画がちゃんと動いているか回すときに、設計段階で障害者団体の方とかに実際こういったところ通りにくいですかねと確認するような自治体さんも出てきています。

そういった中では、単に計画づくりをするんじゃないで、具体的に作った後も一緒になって作って行くんだと、形づくるんだという姿勢を葛飾区さんの中でも作り上げていくことが大事かなと思えますので、そういった面から出来上がった時でも計画の中で是非ご検討いただければと思えます。

**委員：**学園は、肢体不自由部門の小中高全体で1つのPTAを持っています。

建築物の駐車場と、バリアフリートイレというところで、お伝えしたいことがあるんですけども、大きい商業施設ですとか、区の施設に行くと、障害者優先のエリアというのは確保してある所は増えてきたと思うんですけども、横にドアを全開にしないと乗り降りできないっていうことと、後ろからスロープを出して車椅子やバギーを出したいっていう、左右と前後の間隔が必要なことが多いんです。ですので、ちょっと前に車を出さないと、後ろからスロープを出せないっていうのだと、お母さんが子どもを降ろしている間に通れませんってブーブーって言われたりするってことを学校のアンケートでも聞いていますので、駐車場のエリアとしては確保するスペースを横と前後に確保していただきたいということ。それから、そのスペースが身体障害、車椅子以外の方でも使えるスペースだっていうことは重々承知していて、みんなが気持ちよく使えるようになっていけば一番いいなと思うんですけども、やっぱりそのスペースでないと乗り降りが不可能だっていうことが現実としてはあるので、みんなが気持ちよく使えるようになるような方法が見つけていけたらいいなと思っています。

それからバリアフリートイレのところにんては、子供たちがまだ小さいうちは赤ちゃんと同じおむつ替えシートでもおむつ替えができるんですけども、私の子どもが今小学校6年生で、もう何年も前からとてもおむつ替えシートではおむつ替えができません。年配の方、お年寄りの方も外出した先でおむつを替えるっていう機会が多いんじゃないかと思うので、ユニバーサルベッドが整備されている誰でもトイレが増えるといいなっていうのを毎年要望としても出させていただいています。

ちょっと困るのは、ベッドを倒したら車椅子を出さなきゃいけないっていうスペースがやっぱり狭くって、頑張ってベッドを置いていただいたんだけど、トイレの外からベッドに乗せて、車椅子そのものはトイレの外に置いておかなければいけないとかっていう状況の場所も一部あるというふうに聞いていますので、新設するときには十分なスペースを取って設備を整えていただけると大変ありがたいなと思います。

**会長：**具体的に実際どういう場面でバリア、障害が起きているかといったところで、駐車場などでは、海外では罰金をとると、そういった事例なんかもあるんですが、日本はそういうわけではない。どういう形で理解してそれを使うか、ある社会を作り上げるか、そこが大事なんですが、分かっているも使ってしまうような人たち。ではどうするか、やはり知っていただく機会をどんどん事務局となる自治体の方から発信していかないといけないかなと思いますので、その辺、是非よろしく願いいたします。

**副会長：**今のお話とも関連しますので、私の方から発言させていただきます。全体の説明の中でも様々なデータを用いて葛飾区の特長についてお話があったかと思ひます。葛飾区は、今の学園もそうなんですけども、「葛飾盲学校」、「葛飾ろう学校」、「葛飾特別支援学校」、「水元特別支援学校」という形で特別支援学校が非常に多いのが他区にない特長になっているかなというふうに思ひています。この点については、学校施設のバリアフリーという、当然今お話しあったような側面からも重要ですけども、一方で先ほどからお話しが出ているような、いわゆる心のバリアフリー、このバリアフリーというのは、移動というところの文脈で今多く使われるわけですけども、移動というのは地域の生活の一つの側面なわけで、移動以外にも暮らしというところを捉えたときも、他の暮らし全般のところ出来ていない心のバリアフリーが移動の時だけできるってことはあり得ませんので、そういう意味では、もう少し幅広い、移動を切り口にしつつも、この協議会においては、より幅広い地域生活全般における心のバリアフリーという問題を考へていく必要がある。そういう意味では、特別支援学校が多いという特長につ

いては、学校のバリアフリー、施設のバリアフリーということと同時に、地域においてそういったバリアフリーの今課題みたいなもの、あるいはニーズみたいなものを住民が見えやすい、そういった発信しやすい拠点が一つの特別支援学校というところなのかなというふうに思います。その意味では、特別支援学校が多いという特性をいかに生かして地域の中で心のバリアフリーを進めていけるかというのは、もう一つ重要な視点かなというふうに考えています。

また、資料の方でもご説明ありました資料3、26 ページですね。アンケートの調査の結果をご紹介いただきましたけれども、「心のバリアフリーを知らない」という方が過半数という状況は示されています。心のバリアフリーという言葉自体は、わかったようでよくわからない言葉、何をもって心のバリアフリーが推進されたのかということもなかなか見えにくい言葉でもあるのかなというふうに思っております。そういう意味で、心のバリアフリーとは何かということをもまず皆さんと共有した上で、これをどのように地域の中で広げていけるか、協議会においても非常に重要なテーマになろうかと思えます。この点においては、一つは特別支援学校の話もありましたが、一般の小・中学校の中で今、福祉教育という形で福祉の心を伝えている。あるいは理解、あるいは態度を子どもたちに醸成していくような取り組みが行われております。今日も出席されてます葛飾区の社会福祉協議会は、割と都内あるいは全国にも通用するような非常にハイレベルな福祉教育プログラムをずっと展開をしてきているということもありますので、心のバリアフリーの普及という課題については、是非ですね、区内の小・中学校との連携、あるいはそこで福祉教育プログラムを展開している社協、NPO とか、あるいは当事者団体、こういったところと協働型で、福祉教育プログラムを子供たち向けに展開していくということとも、是非連関させながら、この心のバリアフリーの普及というところを進めていく必要があるかなというふうに思っております。

もう一点、長くなってしまうんですけども、非常に活発な意見交換がある中で印象に残ったこととしては、やはりバスの乗降の際、あるいは駅での話で忙しい駅員さんに対して申し訳ないとか、待ってもらって他の乗客の皆さんに申し訳ないという形で、地域で暮らしていく、当たり前前に生きていく上では、お話あった通り公共交通を使うのは当たり前のことなわけですが、当たり前のことをすることに心苦しさだったり、肩身の狭さだったり、こういうものを感じてしまう。心のバリアフリーということの重要性というのが、今のお話からとっても伝わってくるなというふうに思うわけです。

この心の負担感、バリアフリーと言って駅員さんが先導するとか、ちょっとバスを待ってもら、当たり前のことにも関わらず、それを利用する側が非常に負担感を感じてしまうという一言が私は大変印象に残りました。

心のバリアフリーを考えていくというときに、健常者、問題のない側が、弱者に対して、優しくしてあげましょう。このような構図を思い浮かべがちですけれども、そういう一見良いことのようにだけでも、そういった固定的な支援・関係性、わたし助ける人、あなた助けられる人、こういった関係性自体が実はそういった人たちを必要とする人たちに対して非常にづらい思いをさせたり、そういうことにも繋がりがねないかなということ話を聞いていて感じました。

そういう意味では、この心のバリアフリーって口で言うは易しで、とても難しい問題だな、この問題と我々、本気で取り組んでいくっていうのはどういうことなんだろうか、そんなことを協議会でもぜひ皆様と議論を深めていけたらなというふうに感じました。

長くなって、申し訳ありません。以上です。

**会長：**とても重要な視点といいますか、ソフトといったところの中で、心のバリアフリーの問題をどの視点から取り組んでいってかすごく難しいですね。その際に、今ちょっとお話を伺ってみると、葛飾らしさといった教育の場でって言ったときに、他の自治体にはない特別支援学校を含めたいろんな子供たちの学ぶ場といったところを共有できる場がある。こういったところはやはり生かしていかないとせっかくの計画を作る際に、葛飾区らしさが出て来ないと感じていますので、事務局も連携も含めて、いろんな形で参加していただけるようなアプローチをとっていただければよろしいかなと思うんですね。それでは、またいろんなご意見ございましたら、今回この場でご発言できなかったものにつきましては、ぜひ事務局の方に投げいただければと思います。

### (3) 今後の検討の進め方について

**会長：**それでは続きまして少し全体の進行が遅れてはきているんですが、今後の検討の進め方についてという形で事務局にご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

#### (事務局から資料5を説明)

**会長：**具体的な計画の策定というのに向けてですね、委員の皆様方には、この策定協議会だけでなく新たに作る3つの部会で運営をしていく、具体的に問題点の抽出、あるいは共通認識の抽出、こういったところにお力添えいただきたい。

また、具体的なワークショップについても今年度は3地区、また次年度は残りの他の地区という形で、非常にワークが多くなってまいります。実際の問題点を明確に浮き彫りにするために是非ご協力をということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。スケジュール的にかなり限られておりますが、ご協力いただければと思いますが、何かご質問等ございましたら承りたいと思いますが、いかがでございましょう。

**委員：**今お話があったまち歩き調査について少し質問がございます。1団体1名から3名までということでしたが、手話通訳の人数は含まれますか。

**事務局：**手話通訳の方は含まずに1名から3名なので、当日はまち歩き調査の参加者としては2名の方として、さらに別途手話通訳の方にも歩いていただけると幸いです。

**委員：**今後の進め方のところで、1点だけちょっと確認をさせていただきたいんですが、今回、促進地区っていうものも全体方針と併せて検討していくと考えていて、どちらかというと、このまち歩きの考え方を見ていると、基本的には駅勢圏中心という、これまでの葛飾区交通バリアフリー基本構想で重点地区とか、それ以外の地区みたいな形で設定してたところが中心になるという形なんです。先ほどちょっとお話あったように、葛飾区って実は特別支援学校とか高齢者施設みたいなものが北部エリアにある程度集中してるみたいなことがあるとすると、そういう周辺みたいなところもまち歩きみたいなもので、全体的に見てみるみたいなことをやってみなくていいのかなというところ。促進地区の指定までいらないとしても、多分、全体方針の中で取り入れていくには、参考になるのかなと思うので、できればそういうエリアも少し考えた中でまち歩きをやった方が新しい視点で作れるのかなというものがあったんで、ちょっと確認をしたくてお話をさせていただきました。

**事務局：**今年度の予定は今駅周辺の3地区を予定しているんですが、来年度はその他の駅周辺ということで、バリアフリーでは、駅周辺だけではなくて、そういった施設が集中するところ、そういったところも対象に考えていくという今考えになっています。現地調査を、我々の方で調査をした上でですね、それで駅周辺以外のところでも、まち歩き調査が必要だとなった場合は、お願いしていくというような次第で、来年度取り組みたいと思っています。

**会長：**今、時計を見てまいりますと、冒頭お話をした予定の4時をちょっと過ぎております。時間が限られた中で、ご参加していただいている方は退席していただいても結構でございますので、ありがとうございます。ありがとうございました。

**委員：**ちょっと私の団体は子ども連れが多いものですから雨の際、雨天の際は、決行するのかわかっていうことと、あとは子どもの同伴だとか、ワークショップの際の託児であるとか、ちょっと子ども連れのママさんが参加する場合に、ちょっとその点どうなるのかわかっていうのを伺いたいです。

**事務局：**台風のような豪雨の場合にはもちろん中止させていただくことになると思うんですけども、例えば小雨等で雨のときは雨のときで、そういったときにどのようなバリアがあるのかわかっていうのを知るにも実はいいチャンスという場合もあります。そういった中で、できれば小雨のときはやらせていただきたいというのが今の考え方です。

今お話にありました子育て中のお母さんが、例えばお子さんを預けるですとかベビーカーと一緒に歩きますっていうお母さんがいれば、それはありがたいですし、一緒に歩いて回ることにはできないんで、ベビーカーだけ押していきますっていうときは、託児施設っていうんですかね、そういうのを別途ちょっと設けることにしますので、こちらの表の連絡票の方にですね状況をちょっと事務局の方に教えていただいて、事前にそういう手配とかが必要なものをお知らせいただければ、できるだけ事前に検討して調整させていただきたいと思います。

**委員：**今年度は全部日程が木曜日なので、できれば子供のバギーを車椅子を押しながら参加するっていうのが一番ここが危ないとか、見つけやすいかなと思うんですけども、ちょっとわざわざ学校を休んで参加しませんかっていうのはなかなか集まらないんじゃないかなと思ってまして、来月10月、11月に関しては、参加するとしても親だけっていうことになってしまうと思うんですけども、もし来年度これから日程をっていうことであれば、1日2日、土日があったりすると参加しやすくとても助かります。ご検討ください。

**会長：**事務局、日程についてもですね、少し来年度に向けた検討をお願いいたします。

その他いかがでございましょう。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

## 6. その他

**会長：**それでは少し遅れてまいりましたが、その他という形でこちらは庁内検討会につきまして、事務局の説明という形でよろしゅうございますか。お願いいたします。

**事務局：**それでは、庁内検討会の設置についてのご説明をいたします。資料6の「葛飾区移動等円滑化促進方針策定庁内検討部会設置要領（案）」の要点の説明をいたします。

まず第1条から第2条につきましては、庁内検討部会の設置等を所掌事項として策定協議会設置要綱第8条の協議会の運営に関し必要な事項は会長が定めること、という規定に基づきまして促進方針の策定に関する事項の調整および検討を行うものとしてございます。



第3条の委員の構成は別表の通りといたしまして、第4条にて会長は都市整備部長が務めるということとしております。ご異議がないようでしたらば、庁内検討会を早々に立ち上げ本日の策定協議会の内容を共有する予定でございます。

説明は以上でございます。

**会長**：ご説明ありがとうございました。

内容的に困るような内容ではなさそうでございますね。皆さんよろしゅうございますか。

(会場全体から拍手)

**会長**：はい、ありがとうございます。では具体的な検討部会を立ち上げていただいて進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私がお預かりしたところは以上でございますかね。それでは本日、たくさんいろんなご意見をいただきました。まち歩き調査に向けてという形で、これから事務局の方で準備をちょっと急がないといけないという点があります。

また、葛飾区は私の感じからすると、とても他の自治体に比べるとフラットな地形というところですけども、その中でもやはりいろんな問題点がおそらく出てくると思います。その点検作業の中でぜひ、いろんなお立場の方にご参加いただいた中で、来年度策定していく促進方針の中の重要課題といったものが浮き彫りになりますよう皆様方のご協力をぜひお願いしたいと思っております。

それでは進行を事務局の方にお返ししたいと思います。どうもありがとうございます。

## 7. 閉会

**事務局**：ありがとうございました。

皆様、本日は長時間にわたりましてありがとうございました。

最後に次回の策定協議会の日程でございますけれども、11月に開催したいと考えております。正式にはですね開催通知にて、改めて事務局より連絡をさせていただきたいと考えてございます。

最後に都市整備部長より一言御挨拶を申し上げます。

**委員**：本日は大変お忙しいところ、また長時間にわたりまして、本当に大変活発なご意見を賜りまして本当にありがとうございます。

本区では葛飾区全域のですね、ハード整備と、心のバリアフリーの実現に向けたソフト施策と、この両面による移動等円滑化の促進方針、これを策定してまいりたいと考えております。

先ほど会長の方からもお話ございましたけれども、本区の地域の特性、これを十分に踏まえた上で行ってまいりたいというふうに思いますし、また副会長からもお話があった心のバリアフリー、この意識の共有も含めて、大きな柱として位置づけをして進めてまいりたいというふうに思っております。そして誰もが生き生きとお健やかに、そして快適に住み続けることができる町の実現に向けまして推進をしてまいりたいというふうに考えております。

今後とも委員の皆様のご協力のほど、よろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども

も、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(会場全体から拍手)

**事務局**：それでは以上をもちまして本日の策定協議会を閉会とさせていただきます。お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。どうもありがとうございました。

以上